

新規中小企業・小規模事業者の データベース構築のための調査事業

報 告 書 (1.0 版)

平成 27 年 3 月

 株式会社三菱総合研究所

目 次

1.	本事業の概要	1
1.1.	本事業の背景・目的	1
1.2.	本事業の取り組みにおける課題認識と解決策の方針	1
1.2.1.	新規中小企業者の把握	1
1.2.1.1.	課題認識	1
1.2.1.2.	解決策の方針	4
1.2.2.	情報登録および利用の促進	4
1.2.2.1.	課題認識	4
1.2.3.	将来の拡張性を見据えたデータベース設計	5
1.3.	実施内容	6
1.3.1.	実施概要	6
1.3.2.	システム化範囲	6
1.4.	実施スケジュール	7
2.	データベースの将来像の検討に向けた調査	9
2.1.	関連する既存システムとの連携可能性に関する調査	9
2.1.1.	統一資格審査システム	9
2.1.2.	番号法に基づく法人番号の公表	18
2.1.3.	連携を考慮したデータ標準仕様の検討	20
2.2.	自治体情報の調査	23
2.3.	調達情報の配信に関する調査	33
2.3.1.	調達情報提供サイト	33
2.3.1.1.	統一資格審査申請・調達情報検索サイト	33
2.3.1.2.	官公需情報ポータルサイト	37
2.3.2.	調達情報配信機能	41
2.3.2.1.	調達情報配信機能の情報源	41
2.3.2.2.	配信対象者の選定	42
2.3.2.3.	配信情報の選定	42
2.3.2.4.	配信の頻度	43
2.4.	受注実績・評価情報の提供に関する調査	43

2.4.1.	業者評価方法の事例調査	43
2.4.2.	新規中小企業 DB における受注実績・評価情報の検討	51
2.5.	業務マニュアルの検討	52
2.5.1.	検討対象業務の概要	52
2.5.2.	各業務について	53
2.6.	SBIR（中小企業技術革新制度）専用サイトとの連携	58
2.6.1.	SBIR 専用サイトの概要	58
2.6.2.	SBIR 専用サイトとの連携方法	61
2.7.	新規中小企業と調達機関とのマッチング機能	62
2.7.1.	マッチングサイトの概要	62
2.7.2.	新規中小企業 DB におけるマッチング実現に向けた課題	65
2.8.	新規中小企業 DB の評価及び課題整理	66
2.8.1.	サイトの概要	66
2.8.2.	アンケート案	67
2.9.	その他の改修要望	69
3.	まとめ	72

1. 本事業の概要

1.1. 本事業の背景・目的

平成 26 年 10 月 3 日に「官公需¹についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）」の一部を改正する法律案（以下「改正官公需法」という）が閣議決定された。これにより平成 27 年 1 月 26 日に召集された通常国会で審議可決される見込みとなっている。

改正官公需法は以下の 3 つの法案から成る。

- ① 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正
- ② 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正
- ③ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

上記の法律案は、創業 10 年未満の中小企業者（以下「新規中小企業者」）による官公需の受注機会の拡大を図ることを目的としており、①の法律案では独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が各省各庁等の依頼に応じて、新規中小企業者に関する情報提供等の協力業務を平成 27 年度から開始することとなっている。（以下、「情報提供業務」は上記の「情報提供等の協力業務」のことを指す。）

本事業は、上記の改正法案成立後の執行に向けて、官公需に関心を有する新規中小企業者（創業 10 年未満の中小企業者）のデータベースを構築し、ホームページ上で公表することにより、国等に対し、新規中小企業者に関する最新情報を提供し、これをもって新規中小企業者の商品・サービスについて公共調達がなされる可能性を高めることを目的として実施するものである。

1.2. 本事業の取り組みにおける課題認識と解決策の方針

本事業の取り組みに際しては、以下の課題認識およびその解決策の方針に基づき、検討を進めた。

1.2.1. 新規中小企業者の把握

1.2.1.1. 課題認識

中小機構が新規中小企業者に関する情報提供業務を行うためには、それらの企業に関する登記情報や官公需に関心を有する企業を把握する必要があるが、下記の実態により、商業登記制度や全省庁統一資格審査制度といった既存の制度又はそのサービスを利用して中小機構が情報提供業務を行うことは難しい状況である。

¹ 官公需：国、自治体、独立行政法人、公団などが一般企業と物品の購入、役務の提供、工事の請負契約を結ぶこと。

(1) 登記情報

会社を設立するにあたっては商業登記制度に則った手続を行う必要があるが、ここで登録した登記情報は登記情報提供サービス²にて照会することが可能である。



図 1.2-1 登記情報提供サービス（出所：http://www1.touki.or.jp/service/index.html）

ただし、公共機関又は法人がこのサービスを利用する場合は事前に申込手続きを行い ID を取得する必要がある、かつ、サービスの利用は有料となる。さらに、企業情報がリスト形式で提供されておらず、図 1.2-2 のように個々の企業の情報が個票形式の PDF で提供される。

登録・公開される情報項目は、株式会社の場合には会社法第 911 条に定められており、会社が扱う商品・サービスに関しては「目的」が該当する項目となる。しかし、「目的」は登録にあたって「適法性」「明確性」「具体性」を備えているかが厳密に審査される項目であり、必ずしも会社が自社の商品・サービスを PR するのに適した項目となっていない。

2013/05/01 08:40 現在の情報です。

東京都△△△区□□□一丁目1番15号
株式会社○△機器
会社法人等番号 △△△△-△△-△△△△△△

商 号	株式会社 ○△機器		
本 店	東京都△△△区□□□一丁目1番15号		
公告をする方法	官報に掲載してする		
会社成立の年月日	平成23年6月30日		
目的	1. 電子機器の部品製造 2. 電子機器の販売		
発行可能株式総数	800株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株		
資本金の額	金1000万円		
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式は、株主総会の承認がなければ譲渡することができない		
役員に関する事項	取締役	登 記 一 郎	平成〇〇年〇〇月〇〇日就任 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
	取締役	登 記 二 郎	平成〇〇年〇〇月〇〇日就任 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
	取締役	登 記 三 郎	平成〇〇年〇〇月〇〇日就任 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
	東京都△△△区□□□一丁目34番1号 代表取締役	登 記 一 郎	平成〇〇年〇〇月〇〇日就任 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
	東京都△△△区□□□一丁目34番1号 代表取締役	登 記 二 郎	平成〇〇年〇〇月〇〇日就任 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
	登記記録に関する 事項	設立	

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

図 1.2-2 商業・登記情報見本（出所：http://www1.touki.or.jp/pdf/APL42.pdf）

² 登記情報提供サービス：「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律」（平成11年法律第226号）第4条第1項の業務を行う者（指定法人）として、一般財団法人民事法務協会が指定され、業務を行っている。

(2) 官公需に関心を持つ企業

官公需に関心を持つ会社は全省庁統一資格を取得していると考えられるが、全省庁統一資格を有する企業については、「統一資格審査申請・調達情報検索サイト」から有資格者名簿を閲覧できる。



出所： <http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

図 1.2-3 統一資格審査申請・調達情報検索サイト

競争参加地域	音別認定	資格の種類	資格取得の状況
関東・甲信越	A	役務の提供等	平成25・26・27

※検索条件一覧を表示

業者コード	会社名	所在地	電話番号	FAX番号	等級	企業規模	営業品目
000000001	株式会社 東武建設	東京都中央区	03-471-0261	03-471-0265	C	中小企業	301,303,304,305,306,307,308,309,310,311,312,313
000000010	株式会社 東武建設	東京都中央区	03-471-0261	03-471-0265	C	中小企業	311,312,313
000000036	株式会社 東武建設	東京都中央区	03-471-0261	03-471-0265	C	中小企業	310,311
000000042	株式会社 東武建設	東京都中央区	03-471-0261	03-471-0265	C	大企業	303,304,315
000000049	株式会社 東武建設	東京都中央区	03-471-0261	03-471-0265	C	大企業	303,304,315
000000049	株式会社 東武建設	東京都中央区	03-471-0261	03-471-0265	C	大企業	303,304,315
000000049	株式会社 東武建設	東京都中央区	03-471-0261	03-471-0265	C	大企業	303,304,315
000000049	株式会社 東武建設	東京都中央区	03-471-0261	03-471-0265	C	大企業	303,304,315
000000049	株式会社 東武建設	東京都中央区	03-471-0261	03-471-0265	C	大企業	303,304,315
000000049	株式会社 東武建設	東京都中央区	03-471-0261	03-471-0265	C	大企業	303,304,315

出所： <http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

図 1.2-4 統一資格審査申請・調達情報検索サイトにおける有資格者名簿一覧

しかし、この名簿を閲覧する際には必ず「競争参加地域」「資格の種類」「音別」「有効期間」「業者コード範囲」を指定することとなっており、「業者コード範囲」は指定範囲が任意ではなく固定となっているため、例えば地域毎に全ての業者の一覧を一括取得することが出来ない。また、新規中小企業者を特定するために必要な「等級」や「企業規模」といった項目は検索結果には表示されるが、検索時に指定することができず、「設立年度」は検索結果にも含まれない。

1. 2. 1. 2. 解決策の方針

上記の課題の解決策として、以下の 2 つの方針に基づき、検討を進めた。

(1) 新規中小企業者自ら登録する情報の公開

公共調達に関心がある新規中小企業者が自ら情報を登録し、登録された情報を任意の条件で検索・閲覧できる仕組みが必要であると考えられる。その仕組みとして、「新規中小企業・小規模事業者データベース」（以下「新規中小企業 DB」という）を構築・公開し、省庁だけでなく、地方自治体、民間等を含め広く新規中小企業に関する情報を検索・閲覧可能とする。新規中小企業 DB では、新規中小企業者の具体的な商品・サービスに関する情報及びこれまでの受注実績等を登録することを可能とし、新規中小企業者による公共調達の受注拡大に寄与することを目指す。

(2) 情報登録負荷軽減のためのデータ標準化及びオープンデータ化の調査

新たに構築する新規中小企業 DB の情報は、新規中小企業者が自ら入力する情報である。多くの企業は同様の情報を商業登記や全省庁統一資格の申請時に登録しており、入力が 2 度手間になることによる負担や入力間違いによる情報の不整合などを避けることが重要である。本来であればこれらの制度のサイトから情報を取得し、予め登録画面に埋め込んでおくことが望ましいが、現時点でこれらのサイトはそのようなサイト間（システム間）連携機能を実装・公開していない。

従って、今年度は上記 2 制度及び地方公共団体の入札参加資格登録制度について調査し、登録に必要な情報のうち共通する項目、必須な項目及びそれらの形式等について調査の上、新規中小企業者のデータ標準仕様を取り纏め、それに基づいて新規中小企業 DB を設計・構築した。

また、統一資格審査申請・調達情報検索サイト及び登記情報提供サービスのオープンデータ化に向けた事業を調査し、リリース時期、公開方法及び公開データの範囲等を明らかにした上で、来年度に予定されている新規中小企業 DB の改修に向けた課題の整理及び改修に向けた仕様の検討を行った。

1. 2. 2. 情報登録および利用の促進

1. 2. 2. 1. 課題認識

(1) 情報入力のための動機付け

新規中小企業者が自ら情報を入力しない限り新規中小企業 DB の登録件数は増えないため、上記の入力負荷軽減だけでは不十分であり、入力を促す動機づけが必要である。このため、来年度の機能追加に向けて以下について検討した。

- a. 中小企業庁の官公需情報ポータルサイトと連携し、省庁・地方自治体の調達情報を、登録している新規中小企業者へメールにより配信する。

- b. 省庁・地方自治体による新規中小企業者への発注情報及び評価情報の登録、閲覧を可能とし、優秀な新規中小企業者への発注の機会が拡大するようにする。

(2) 企業情報の信頼性確保

新規中小企業 DB で公開する情報は新規中小企業者が自ら登録するため、虚偽の情報や不適切な情報・表現が登録されてしまう可能性を排除できない。この問題点に対する対策として、以下を実施した。

- c. 新規中小企業者の登録用アカウントを発行する際に申請情報をしっかりと確認するための機能を備える。
 - d. 登録された情報に虚偽又は不適切な情報が含まれる場合に閲覧者が簡易に管理者へ通報する機能を備える。
 - e. 虚偽又は不適切だと判断された情報は管理者が修正・削除するための機能を備える。
- また、新規中小企業 DB で公開された情報を基に省庁や地方自治体が調達を行うため、情報の改ざんはあってはならない。これに対処するため、以下を対策した。
- f. 新規中小企業者のアカウントを不正使用されないように、規定回数以上のログイン失敗時のアカウントロック、セッションタイムアウトなどの対策を実施する。

1. 2. 3. 将来の拡張性を見据えたデータベース設計

政府では、「電子行政オープンデータ戦略」（平成 24 年 7 月 4 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）を策定し、公共データを二次利用可能な形で公開するとともに、データ形式・構造等の標準化やデータを外部サービスで利用するための API（Application Programming Interface）の提供を促進するための様々な活動を実施している。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年 5 月 31 日制定、以下番号法と言う）により、国税庁長官は、法人等に対して、法人番号を付番するとともに、「商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表する」こととなっている。番号法では、個人番号及び法人番号の利用に関し、地方公共団体には、「自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施」することを義務とするとともに、事業者に対しては、「国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力」することを努力義務としている。

これらの背景を踏まえ、今回構築する新規中小企業 DB は、将来的には、すべての情報を事業者自らが登録するのではなく、国税庁の法人番号サイトや国及び自治体の統一資格審査申請・調達情報検索サイト、あるいは中小企業庁が民間に委託して運営しているミラサボなどから API にて自動的に事業者情報を入手し、自社の情報を充実させたい事業者が、それら情報に追加して自社情報を登録することも想定される。

これにより、他サービスに登録されている事業者はすべて新規中小企業 DB に登録されるとともに、事業者の登録の手間も大幅に低減されると期待される。

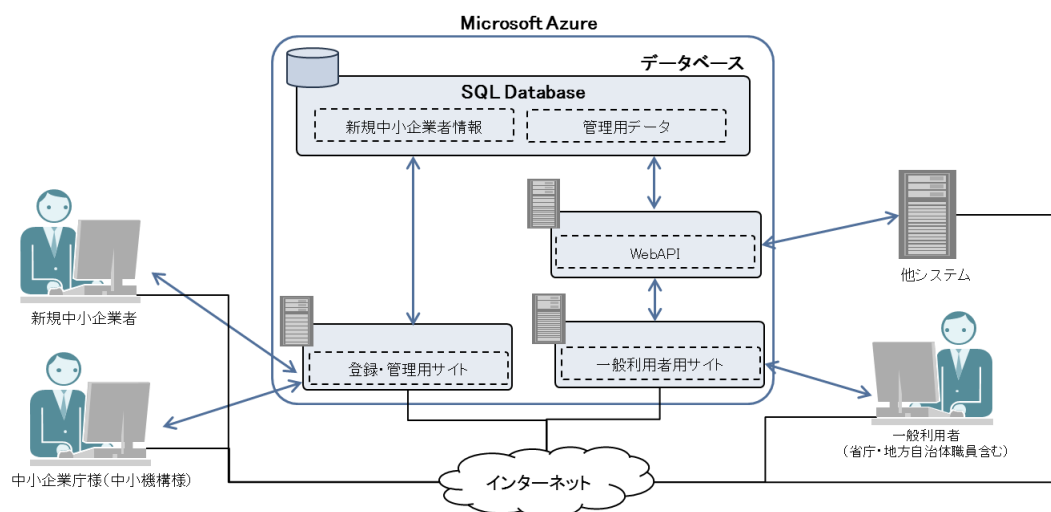
1.3. 実施内容

1.3.1. 実施概要

本データベースは、官公需に関心を有する新規中小企業者の情報を集積し、創業年、障害者雇用、環境配慮等の各種条件に合った対象企業を容易に検索できるようにすることにより、政府、地方公共団体が公共調達する時に、候補企業等の情報を提供するための検証を目的として構築した。また、本データベースの構築を通じてデータベースの将来像についても検討した。データベースの将来像の検討に際しては、政府や地方公共団体の登録システムや登記情報との連携などを視野に入れ、企業へのインセンティブ設計も含め、幅広い検討を行った。

1.3.2. システム化範囲

新規中小企業 DB のシステム構成概念図は以下の通りである。



出所：㈱三菱総合研究所作成

図 1.3-1 新規中小企業 DB のシステム構成概念図

また、新規中小企業 DB が具備する機能一覧は表 1.3-1 の通りである。

表 1.3-1 新規中小企業 DB が具備する機能一覧

番号	利用者区分	機能区分	機能名	備考
1	一般利用者	データ公開機能	トップページ	
2			よく寄せられる質問	
3			API について	API リファレンス
4			新規中小企業検索条件 入力	

番号	利用者区分	機能区分	機能名	備考
5			新規中小企業検索結果一覧	20 件表示/100 件表示の切り替え
6			新規中小企業詳細表示一覧	複数選択表示可
7			新規中小企業エントリー	新規中小企業者に ID/パスワードを発行する機能
8	新規中小企業者	事業者情報入力機能	ログイン	パスワード忘れに対応
9			新規中小企業情報管理	企業情報の変更・削除
10	中小企業庁(中小機構)業務担当者	データ管理機能	ログイン	パスワード忘れに対応
11			新規中小企業一覧	
12			エントリー企業確認	新たにエントリーされた企業を審査して承認した企業情報を公開した上でログイン名・パスワードを通知する。
13			新規中小企業変更・削除	
14	他システム	Web API 機能	新規中小企業検索	

出所：㈱三菱総合研究所作成

1.4. 実施スケジュール

本事業は、表 1.4-1 に示すスケジュールで実施した。

表 1.4-1 実施スケジュール

作業項目		2015年													
		1/5	1/12	1/19	1/26	2/2	2/9	2/16	2/23	3/2	3/9	3/16	3/23	3/30	
1	データ標準仕様の取り纏め													3/31	
2	新規中小企業DBの構築														
2.1	システム詳細設計														
2.2	WebAPI機能														
2.3	データ管理機能														
2.4	事業者情報機能														
2.5	データ公開機能														
2.6	社内動作検証														
2.7	中小企業庁様による検証														
2.8	システム環境構築														
2.8.1	Microsoft Azure へのサービス構築														
2.8.2	ドメインの取得(ドメイン名の検討を含む)														
2.8.3	SSL証明書発行														
2.9	セキュリティ診断														
3	新規中小企業DBの運用														
4	新規中小企業DBの撤去(移行準備)														
5	調査及び報告書作成														
5.1	「統一資格審査システム及び登記情報公開システムとの連携」に関する調査														
5.2	「自治体情報の調査」に関する調査														
5.3	「調達情報の配信」に関する調査														
5.4	「受注実績・評価情報の提供」に関する調査														
5.5	業務マニュアルの検討														
5.6	新規中小企業DBの評価及び課題整理														
5.7	調査報告書作成														

出所：㈱三菱総合研究所作成

2. データベースの将来像の検討に向けた調査

総務省の入札統一参加資格や各省の工事の入札参加資格登録制度、地方自治体の入札参加資格登録制度、法務省の登記の公開情報等のデータ項目の仕様を整理し、新規中小事業者が入力、登録する情報を格納するデータベースを構築するとともに、その情報を官公庁等が検索し、活用するためのシステムの構築、試験運用、検証を行った。

また、これらの既存システム及びその登録情報の調査結果に基づき、新規中小企業 DB の将来像について、以下を含む幅広い視点での検討を行った。

- 政府や地方公共団体の既存システムおよびその登録情報との連携を考慮した設計
- 新規中小企業 DB システムのユーザーである官公需の発注者（政府及び地方公共団体等）および受注者（新規中小企業）におけるインセンティブ向上に資する設計

2.1. 関連する既存システムとの連携可能性に関する調査

2.1.1. 統一資格審査システム

(1) システムの概要

(A) 全省庁統一資格の概要

全省庁統一資格は、各省庁における物品の製造・販売等の一般競争（指名競争）に係る、全省庁統一の入札参加資格である。各省庁のうちいずれか1か所で資格を取得した場合、その資格は、各省庁の全調達機関（全国の都道府県に所在する機関を含む）において有効となる。

＜全省庁統一資格の対象となる省庁一覧＞

衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省で外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。

(B) 統一資格審査申請・調達情報検索サイトの概要

統一資格審査申請・調達情報検索サイトは、インターネットを介した、全省庁統一資格審査の申請機能や、各省庁の調達情報の検索機能を有している。

(2) 登録情報

統一資格審査申請・調達情報検索サイトで登録することのできる情報について、以下に記載する。

なお、統一資格審査申請は、紙でも行うことができ、その場合は、以下の「企業プロフィール（経営情報）」に相当する情報として、次の添付書類の提出が必要となる。

- ・ 財務諸表
- ・ 納税証明書
- ・ 登記簿謄本（記載事項全部証明書）

(A) 企業プロフィール（基本情報）

統一資格審査申請における企業プロフィールのうち基本的な情報は、表 2.1-1 のとおりである。いずれも、多くの自治体の電子入札システム等においても設定されている項目であり、全庁統一資格等級、官公需適格組合証明番号を除き、新規中小企業 DB システムでも設定している項目である。

新規中小企業 DB システムにおいて、全庁統一資格等級、官公需適格組合証明番号を除いた理由は、これらに該当しない中小企業を対象とすることを想定しているためである。

表 2.1-1 統一資格審査申請における企業プロフィール（基本情報）

フィールド名		必須／オプション	表記
商号又は名称	漢字	必須	全角 60 文字
	フリガナ	必須	全角 80 文字
代表者	役職	必須	全角 30 文字
	氏名（フリガナ）	必須	
	氏名（漢字）	必須	全角 35 文字
本社（所在地）	郵便番号	必須	半角数字 7 桁
	住所（フリガナ）	必須	
	住所（漢字）	必須	全角 50 文字
担当者	氏名（フリガナ）	必須	
	氏名（漢字）	必須	全角 10 文字 姓と名の間は 1 文字空白
	郵便番号	必須	半角数字 7 桁
	住所（フリガナ）	必須	
	住所（漢字）	必須	全角 50 文字
	部署名	必須	全角 30 文字
	E-MAIL	必須	半角英数字 40 文字
	電話番号（※1）	必須	半角英数字 13 文字

	FAX 番号	オプション	半角英数字 13 文字
全庁統一資格等級			英文字 1 文字
官公需適格組合証明番号			数字 3 桁（先頭 0 埋）
業者種別（組合、公益法人、個人、その他（株式会社等））	必須		

※ 1 現時点で閲覧可能な項目

※ 2 閲覧（検索）時に指定する必要がある項目

(B) 企業プロフィール（経営情報）

統一資格審査申請における企業プロフィールのうち経営に関する情報は、表 2.1-2 のとおりである。これらについては、多くの自治体の電子入札システム等においても設定されている項目である。

新規中小企業 DB システムでは、企業規模や経営状況を重視しない考えから、これらの経営情報は対象外としている。

表 2.1-2 統一資格審査申請における企業プロフィール（経営情報）

フィールド名	表記等
製造・販売等実績	過去 2 ヶ年の実績高（円）
売上実績額（売上高）	
自己資本額	払込資本金（うち外国資本）、準備金・立金、次期繰越利益（欠損）金、
経営状況	流動比率（流動資産、流動負債）
外資状況	国名、比率
設備の額	機械装置類、運搬具類、工具その他の区分があり、金額を半角数字で登録。 希望する資格の種類等で「物品の製造」を選択した場合のみ、登録可能。
営業年数	半角数字
常勤職員の人数	半角数字

(C) 営業内容

統一資格審査申請における営業内容に関する項目は、表 2.1-3 のとおりである。

表 2.1-3 統一資格審査申請における営業内容に関する項目

フィールド名	表記
主たる事業の種類	※1) 参照
希望する資格の種類／営業品目	数字 3 桁 ※2) 参照
競争参加を希望する地域	繰り返し 8 回 全国の 8 地域ごとに 1 営業所を登録可能。
営業所名称	
所在地 郵便番号	半角数字 7 桁
所在地 住所	
電話	半角英数字
FAX	半角英数字

1) 主たる事業の種類

主たる事業の種類については、表 2.1-4 の細目より該当する 1 項目を選択する仕様となっている。

複数の営業内容に該当する場合は、次項の「希望する資格の種類等」で複数選択する仕様となっている。

表 2.1-4 統一資格審査申請における営業内容に関する項目

分類	細目
物品の製造	ゴム製品 その他
物品の販売	卸売 小売
役務の提供等	ソフトウェア業又は情報処理サービス業 旅館業 サービス業 その他
物品の買受け	立木竹 その他

2) 希望する資格の種類／営業品目

複数の営業内容に該当する場合は、本項目で複数選択する仕様となっている。

営業品目は、表 2.1-5 で定義される 3 桁のコードで登録される。

表 2.1-5 統一資格審査申請における希望する資格の種類／営業品目

営業品目		コード
物品の製造／物品の販売	衣服・その他繊維製品類	101
	ゴム・皮革・プラスチック製品類	102
	窯業・土石製品類	103
	非鉄金属・金属製品類	104
	フォーム印刷	105
	その他印刷類	106
	図書類	107
	電子出版物類	108
	紙・紙加工品類	109
	車両類	110
	その他輸送・搬送機械器具類	111
	船舶類	112
	燃料類	113
	家具・什器類	114
	一般・産業用機器類	115
	電気・通信用機器類	116
	電子計算機類	117
	精密機器類	118
	医療用機器類	119
	事務用機器類	120
	その他機器類	121
	医薬品・医療用品類	122
	事務用品類	123
	土木・建設・建築材料	124
	警察用装備品類	127
	防衛用装備品類	128
	その他	129
役務の提供等	広告・宣伝	301
	写真・製図	302
	調査・研究	303
	情報処理	304
	翻訳・通訳・速記	305
	ソフトウェア開発	306
	会場等の借り上げ	307

営業品目		コード
	賃貸借	308
	建物管理等各種保守管理	309
	運送	310
	車両整備	311
	船舶整備	312
	電子出版	313
	防衛用装備品類の整備	314
	その他	315
物品の買受け	立木竹	401
	その他	402

(D) 実績

受注実績に関する項目は、特に設定されていない。

(E) その他（評価に資する事項）

評価に資するその他の項目は、特に設定されていない。

(3) 新規中小企業 DB との連携可能性

統一資格審査申請・調達情報検索サイトでは、平成 27 年度より情報公開機能の拡張が計画されている。

情報公開機能では、表 2.1-6 の 3 つの機能が提供される計画である。

表 2.1-6 統一資格審査申請・調達情報検索サイトの情報公開機能（計画）

機能項目	機能概要
調達情報 CSV ファイル公開機能	情報公開用 URL より調達情報（公告公示情報）のデータを CSV ファイル形式でダウンロードする機能。
統一資格者情報 CSV 公開機能	情報公開用 URL より統一資格者名簿のデータを CSV ファイル形式でダウンロードする機能。
統一資格者情報 XML ファイル連携機能	情報連携用 URL より SOAP プロトコルを使って XML ファイル形式で取得する機能。

統一資格審査申請・調達情報検索サイトに登録済みの中小企業が、新規中小企業 DB へ情報を登録する際には、上記のうち統一資格者情報 XML ファイル連携機能を使って、以下のよう連携する方法が考えられる。

表 2.1-7 新規中小企業 DB と統一資格審査申請・調達情報検索サイトの連携方法例

機能項目	機能概要
統一資格者情報 XML ファイル連携機能	中小企業ユーザーが新規中小企業 DB への新規登録申請画面で業者コード入力すると、新規中小企業 DB が統一資格審査申請・調達情報検索サイトより該当する企業情報を XML ファイル形式で自動取得し、画面の入力欄が自動補完される。

平成 27 年度からの情報公開機能によりファイル取得が可能となる情報は、現時点で公開の了解を得ている表 2.1-8 の情報項目に限定されている。

表 2.1-8 統一資格審査申請・調達情報検索サイトの情報公開機能により
提供される情報項目

項 番	項目名	必 須	全半角／最大 バイト数	説明
1	有効期間コード	○	半角 2 (固定)	該当資格の有効期間のコード。 項番 2「業者コード」とあわせて一意のキーコードとなる。 コードと有効期間の対応は別紙 1「マスター一覧」を参照のこと。
2	業者コード	○	半角 10(固定)	該当資格者の業者コード。 項番 1「有効期間コード」とあわせて一意のキーコードとなる。
3	頭文字	○	全角 2 (固定)	該当資婚者の商号又は名称の頭文字。(全角力ナ 1 字)
4	業者種別	○	半角 1 (固定)	該当資格者の業者種別。 1 : 組合 2 : 公益法人 3 : 個人 4 : その他
5	適格組合証明 年月日		半角 8 (固定)	「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項第 4 号に該当する組合について、通商産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日。(YYYYMMDD)
6	適格組合証明 番号		半角 5 (固定)	「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項第 4 号に該当する組合について、通商産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の番号。

項番	項目名	必須	全半角／最大 バイト数	説明
7	本社郵便番号	※	半角 7 (固定)	※外国籍企業の場合は null の可能性があり、それ以外の場合は必須。 該当資格者の本社郵便番号。(ハイフンは含まない。)
8	本社住所 (漢字)	○	全半角 100 (可変)	該当資格者の本社住所 (漢字)。 外国籍企業の場合は半角の可能性があり、それ以外の場合は全角。(全角と半角は混在しない。)
9	本社住所 (カナ)	○	全角 100 (可変)	該当資格者の本社住所 (カナ)。
10	称号又は名称 (漢字)	○	全半角 120 (可変)	該当資格者の商号又は名称 (漢字)。 外国籍企業の場合は半角の可能性があり、それ以外の場合は全角。(全角と半角は混在しない。)
11	称号又は漢字 (カナ)	○	全角 160 (可変)	該当資格者の商号文は名称 (カナ)。
12	代表者役職	○	全半角 60 (可変)	該当資格者の代表者役職。 外国籍企業の場合は半角の可能性があり、それ以外の場合は全角。(全角と半角は混在しない。)
13	代表者氏名 (漢字)	○	全半角 70 (可変)	該当資格者の代表者氏名 (漢字)。 外国籍企業の場合は半角の可能性があり、それ以外の場合は全角。(全角と半角は混在しない。)
14	代表者氏名 (カナ)	○	全角 120 (可変)	該当資格者の代表者氏名 (カナ)。
15	主たる事業の種類	○	半角 1 (固定)	該当資格者の主たる事業の種類。 a : 物品の製造 (ゴム製品) b : 物品の製造 (その他) c : 物品の販売 (卸売) d : 物品の販売 (小売) e : 役務の提供等 (ソフトウェア業又は情報サービス業) f : 役務の提供等 (旅館業) g : 役務の提供等 (サービス業) h : 役務の提供等 (その他) i : 物品の買受け (立木竹) j : 物品の買受け (その他)
16	企業規模	○	半角 1 (固定)	該当資格者の企業規模。 1 : 大企業 2 : 中小企業

項番	項目名	必須	全半角／最大 バイト数	説明
				3：その他
17	資格等級 1	※	半角 1（固定）	※項番 17～20 のうち、少なくとも 1 つは必須。 該当資格者の「物品の製造」に関する資格等級。 保有している場合は等級（A～D、保有していない場合は「」（半角スペース）が格納される。
18	資格等級 2	※	半角 1（固定）	※項番 17～20 のうち、少なくとも 1 つは必須。 該当資格者の「物品の販売」に関する資格等級。 保有している場合は等級（A～D、保有していない場合は「」（半角スペース）が格納される。
19	資格等級 3	※	半角 1（固定）	※項番 17～20 のうち、少なくとも 1 つは必須。 該当資格者の「役務の提供等」に関する資格等級。 保有している場合は等級（A～D、保有していない場合は「」（半角スペース）が格納される。
20	資格等級 4	※	半角 1（固定）	※項番 17～20 のうち、少なくとも 1 つは必須。 該当資格者の「物品の買受け」に関する資格等級。 保有している場合は等級（A～D、保有していない場合は「」（半角スペース）が格納される。
21	変更年月日 1		半角 8（固定）	変更申請等で資格者情報を変更した際の変更年月日および変更内容。 ※変更内容については別途、「変更内容一覧」の提供あり。 ※4 回目以降の変更の場合、最も古い変更年月日および変更内容に上書きする。
22	変更内容 1		全半角 60（可変）	
23	変更年月日 2		半角 8（固定）	
24	変更内容 2		全半角 60（可変）	
25	変更年月日 3		半角 8（固定）	
26	変更内容 3		全半角 60（可変）	
27	資格者停止取消し区分	○	半角 1（固定）	該当資格者の資格状況。 「」（半角スペース）：資格あり 1：停止 2：取消
28 ～ 35	地域	※	半角 1（固定）	※少なくとも 1 つは必須。 該当資格者の競争参加地域。 該当があれば地域コードを、なければ null を出力する。 (例) "1","","4","","7","" ※コードと地域の対応は別途、「マスター一覧」の提供

項番	項目名	必須	全半角／最大 バイト数	説明
				あり。
36 ～ 110	営業品目コード	※	半角 3 (固定)	※少なくとも 1 つは必須。 該当資格者の営業品目。 保有している営業品目コードをすべて出力する。 ただし、枠は 75 個出力し、保有数を越えた分は「”」 (半角ダブルクォーテーション 2 個) を出力する。 (例) "215","217","219","309","315","",", , . . . (省略) ,", ※コードと営業品目の対応は別途、「マスター一覧」の 提供あり。

出所：「情報公開機能 操作ガイド 検証環境用（平成 27 年度 1 月版）」（総務省）を基に(株)三菱総合研究所が作成

なお、新規中小企業 DB において必要となる「営業年数」については、平成 28 年 1 月以降に予定している改修により公開される見込みである。

2.1.2. 番号法に基づく法人番号の公表

(1) システムの概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」58 条 4 項に基づき、国税庁が法人番号の公表を行うものである。このため、国税庁は法人番号システムを整備中である。

法人番号システムによる公表手段として、以下の 4 つが提供される。

- ウェブサイト画面上での閲覧
- ウェブサイトでのファイルダウンロード
- 情報記録媒体の送付
- システム間連携によるファイル交換（ファイル形式：XML、CSV 等）

(2) 登録情報

(A) 企業プロフィール（基本情報）

法人番号システムにより提供される企業プロフィールのうち基本的な情報は、表 2.1-9 のとおりである。いずれも、統一資格審査システムおよび自治体の電子入札システム等においても共通して設定されている項目である。

なお、新規中小企業 DB において必要とされる設立年月日（営業年数）は、登記情報公開システムには設定がないが、「変更年月日」の処理区分が「新規（01）」の場合、法人番号が指定された年月日を意味することから、この項目を設立年月日と見做すことが可能で

ある。ただし、旧システムからデータ移行した法人においては、データ移行時点が「新規(01)」と設定されるため、これを設立年月日と見做すことができないため、取扱いに注意が必要である。

表 2.1-9 法人番号システムにおける企業プロフィール（基本情報）

フィールド名	表記
法人番号	半角数字 13 桁
商号又は名称	全角 150 文字
郵便番号	半角数字 7 桁
国内所在地（都道府県コード）	半角数字 2 桁
国内所在地（市区町村コード）	半角数字 3 桁
国内所在地（都道府県）	全角 10 文字
国内所在地（市区町村）	全角 20 文字
国内所在地（丁目番地等）	全角 300 文字
変更年月日（処理区分が新規（01）の場合、法人番号が指定された年月日を意味する。）	10(YYYY - MM - DD)
法人種別	数字 3 桁

出所：「法人番号の公表機能に係る仕様（平成 26 年 11 月版）」（国税庁）を基に(株)三菱総合研究所が作成

(B) 企業プロフィール（経営情報）

企業プロフィール（経営情報）に関する項目は、特に設定されていない。

(C) 営業内容

営業内容に関する項目は、特に設定されていない。

(D) 実績

受注実績に関する項目は、特に設定されていない。

(E) その他（評価に資する事項）

評価に資するその他の項目は、特に設定されていない。

(3) 新規中小企業 DB との連携可能性

法人番号システムには、すべての法人が設立時に登録されるため、企業プロフィール（基本情報）の取得先としては、最も望ましい情報源であることから、今後法人番号をキーにして、表 2.1-9 の情報を新規中小企業 DB へ自動取り込みする機能を実装することが望まれる。

2.1.3. 連携を考慮したデータ標準仕様の検討

統一資格審査申請・調達情報検索サイト及び法人番号システムの情報項目は、それぞれ表 2.1-8 及び表 2.1-9 に示すとおりである。将来的にこれらのシステムと連携することを考えると、現時点で連携を考慮したデータ標準仕様としなければ、例えば項目の型や桁数が合っていないために連携時に情報が欠落したり、マッピングや変換がうまくいかないといった事態が起こり得る。最悪の場合、連携のためにデータ仕様を変更し、システム改修を行わなければならない。そこで表 2.1-10 に示すとおり連携を考慮したデータ標準仕様を策定した。

表 2.1-10 において連携先の 2 システムと共通の情報項目であり、かつ、新規中小企業 DB の仕様では背景が灰色になっている情報項目は、個人情報に関する項目であり、新規中小企業 DB では扱わないこととした項目である。新規中小企業 DB は企業情報を検索・閲覧可能とすることを目的としたシステムであるため、個人情報は原則扱わない方針である。このため、連携先で管理対象となっている情報項目であっても、個人情報に該当する項目に関しては、新規中小企業 DB では管理対象外とした。

表 2.1-10 連携を考慮したデータ標準仕様

情報区分	統一資格審査		法人番号の公表		新規中小企業DBの仕様				
	フィールド名	表記	フィールド名	表記	フィールド名	型	桁	マルチ	備考
企業プロフィール	(業者コード)		法人番号	半角数字13桁	法人番号	9	13		平成28年1月からの付番開始に向けた予約フィールド
企業プロフィール	商号又は名称(※1)	全角60文字	商号又は名称	全角150文字	事業者名	N	150		
企業プロフィール	商号又は名称フリガナ	全角80文字			事業者名フリガナ	N	200		
企業プロフィール	代表者 役職	全角30文字			代表者	N	30		役職
企業プロフィール	代表者 氏名	全角35文字				N	35		氏名
企業プロフィール	本社 郵便番号	半角数字7桁	郵便番号	半角数字7桁	所在地・連絡先	X	7		郵便番号
企業プロフィール	本社 住所(※1)	全角50文字	国内所在地(都道府県コード)	半角数字2桁		99	2		住所 都道府県コード(JIS X 0401)
			国内所在地(市区町村コード)	半角数字3桁		999	3		住所 市区町村コード(JIS X 0402)
			国内所在地(都道府県)	全角10文字		N	330		住所
			国内所在地(市区町村)	全角20文字					
			国内所在地(丁目番地等)	全角300文字					
企業プロフィール	担当者 氏名	全角10文字 姓と名の間は1文字空白				N	10		担当者 氏名
企業プロフィール	担当者 郵便番号	半角数字7桁				X	7		郵便番号
企業プロフィール	担当者 住所	全角50文字				N	50		住所
企業プロフィール	担当者 部署名	全角30文字				N	30		部署名
企業プロフィール	担当者 E-MAIL	半角英数字40文字				X	256		E-MAIL
企業プロフィール	担当者 電話番号(※1)	半角英数字13文字				X	13		電話番号(※1)
企業プロフィール	担当者 FAX番号	半角英数字13文字				X	13		FAX番号
企業プロフィール						X	255		URL

情報区分	統一資格審査		法人番号の公表		新規中小企業DBの仕様				
	フィールド名	表記	フィールド名	表記	フィールド名	型	桁	マルチ	備考
営業内容	営業年数(申請日と共に取得可能か?)		変更年月日(処理区分が新規(01)の場合、法人番号が指定された年月日を意味する。)	10(YYYY-MM-DD)	設立年月日	YYYY-MM-DD	10		設立10年以内であることを判断するために必要な項目
営業内容	主たる事業の種類(※1)	未確認			商品・サービス	X	3	75	全省庁統一資格の営業品目をベースにチェックボックスで入力。(注)統一資格審査では、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格は対象外。
営業内容	希望する資格の種類								
営業内容	(営業品目)(※1)	数字3桁、繰り返し回数未確認							
営業内容					工事	9999	4	166	工事種別
営業内容	競争参加を希望する地域(※2)	繰り返し8回			営業エリア(都道府県)	99	2	8	チェックボックス
	営業所名称								
	所在地 郵便番号	半角数字7桁							
	所在地 住所								
	電話								
	FAX								
実績					障害者就労施設等からの物品等の調達の有無	X	1		チェックボックス
実績					国等による環境物品等の調達の該当の有無	X	1		チェックボックス
営業内容					事業者のPR	N	500		所属団体
その他						N	500		資格
その他						N	500		受注実績・主要取引先
その他						N	1600		事業内容・商品PR
その他					情報の公開・非公開	X	1		ラジオボタンまたはプルダウンメニュー

2.2. 自治体情報の調査

(1) 調査対象

以下の9つの都道府県において運用される電子入札システムについて、その資格審査時に登録される情報項目の調査を行った。

表 2.2-1 調査対象とした自治体およびその電子入札システム

自治体名	サービス名	出所
① 東京都	東京都電子調達システム	https://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/qer/index.jsp
② 東京電子自治体共同運営協議会の56自治体（千代田区、中央区など22区及び34市町村）	電子調達サービス	https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu_ppij/cmn/tmg/cmn/jsp/indexQ.jsp
③ 岐阜県及び県内32市町	岐阜県入札参加資格審査システム	https://www.kyoushin.crcr.or.jp/index.do
④ 埼玉県及び県内63自治体及び団体（岐阜県、さいたま市、上尾市など61市町及び2団体）	入札参加資格申請	http://www.pref.saitama.lg.jp/kense/tetsuzuki/denshinyusatsu/index.html
⑥大阪府	大阪府電子調達(電子入札)システム	http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyouku/e-nyusatsu/index.html
⑦北海道	電子入札システム	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/denshi-riyoumoushikomi01.htm
⑧愛知県及び県内53市町村（名古屋市、安城市を除く）及び8団体	あいち電子調達共同システム（CALS/EC）	https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp
⑨福岡県	福岡県電子調達(電子入札)	http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/nyusatsu-menu-koji.html
⑩広島県及び県内22市町村	広島県・市町村共同利用電子入札等システム	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/nyusatsukeiyaku/denshiiriguchi.html

(2) 登録情報

(A) 企業プロフィール（基本情報）

自治体の資格審査における登録情報項目のうち、企業プロフィール（基本情報）に関する項目は、表 2.2-2 のとおりである。

表 2.2-2 自治体の資格審査における登録情報項目（企業プロフィール（基本情報））の例

① 東京都 （建設工事等）	② 東京電子自治体共 同運営協議会（建設工 事等）	④ 埼玉県及び県内 63 自治体及び団体 （工事等）	⑥大阪府 （建設工事等）	⑥大阪府 （物品・委託役 務）	⑦北海道 （建設工事等）	⑧愛知県及び県内 53 市 町村及び 8 団体（建設工 事等）	⑨福岡県 （建設工事 等）	⑩広島県及び県内 22 市町村 （建設工事等）
	商号又は名称	商号又は名称	商号又は名称	商号又は名称	商号又は名称	商号又は名称（漢字）	商号又は名 称（漢字）	03 商号又は名 称（漢字）／04 称号 名称
商号又は名 称（カナ）	商号又は名称（カナ）	商号又は名称（カナ）	商 号 又 は 名 称（カナ）	商号又は名 称（カナ）		商号又は名 称（フリガ ナ）	商号又は名 称（フリガ ナ）	02 商号又は名 称（フリガナ）
	代表者肩書き	代表者氏名（フリガ ナ）	代表者役職名	代表者役職名		代表者職氏名（役職）		
代表者	代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名	代表者	代表者職氏名（氏名）	代表者氏名	
			代表者氏名（カ ナ）	代表者氏名（カ ナ）			代表者氏名 （カナ）	
	〒		本店所在地郵便 番号	本店所在地 郵 便番号	〒	郵便番号	郵便番号	05 郵便番号
登記上本店所 在地／実際の 本店所在地／ 都と契約する 営業所	登記上本店所在地／ 実際の本店所在地							
		本店または主たる営 業所の所在地（都道 府県名）	登記上本店所在 地／実際の本店 所在地（都道府 県）	登記上本店所 在地／実際の 本店所在地（都 道府県）	所在地	所在地	本店所在地 （ 都 道 府 県）	
		本店または主たる営 業所の所在地（市町 村名）	登記上本店所在 地／実際の本店 所在地（市区町 村）	登記上本店所 在地／実際の 本店所在地（市 区町村）			本店所在地 （ 市 区 町 村）	

① 東京都 (建設工事等)	② 東京電子自治体共 同運営協議会(建設工 事等)	④ 埼玉県及び県内 63 自治体及び団体 (工事等)	⑥大阪府 (建設工事等)	⑥大阪府 (物品・委託役 務)	⑦北海道 (建設工事等)	⑧愛知県及び県内 53 市 町村及び 8 団体(建設工 事等)	⑨福岡県 (建設工事 等)	⑩広島県及び県内 22 市町村 (建設工事等)
		本店または主たる営 業所の所在地(字等)	登記上本店所在 地／実際の本店 所在地(番地等)	登記上本店所在 地／実際の 本店所在地(番 地等)			本店所在地 (丁目番地 等)	
		本店または主たる営 業所の所在地(ビル 名)	マンション・ビ ル名等	マンション・ビ ル名等				
		本店電話番号	本店電話番号	本店電話番号	電話番号	電話番号	電話番号	
		本店 FAX 番号	本店 FAX 番号	本店 FAX 番号		FAX 番号	FAX 番号	
						E-mail アドレス		
		事業所名	営業所・支店名 称	営業所・支店名 称		契約営業所名(漢字)	支店又は営 業所名	
			営業所・支店名 称カナ	営業所・支店名 称カナ		契約営業所名(フリガ ナ)	支店又は営 業所名カナ	
氏名(入札・契 約に関する連 絡先／代理人 ／申請事務担 当者)	氏名(担当者／代理人 ／申請事務担当者)	申請事業所の代表者 氏名	氏名(代理人／ 入力者)	氏名(代理人／ 入力者)	担当者氏名(申 請代理人)	代表者職氏名(氏名)	支店長また は営業所長 名	
		申請事業所の代表者 氏名(フリガナ)	氏名カナ	氏名カナ			支店長また は営業所長 名カナ	
	郵便番号(代理人)	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号(申請 代理人)	郵便番号	郵便番号	
	住所(代理人)	都道府県名	都道府県	都道府県	住所(申請代理 人)	所在地	都道府県	
		市町村名	市町村	市町村			市町村	
			番地等	番地等			丁番地(大 字通称名)	
		ビル名	マンション・ビ ル名等	マンション・ビ ル名等				

① 東京都 (建設工事等)	② 東京電子自治体共同運営協議会(建設工事等)	④ 埼玉県及び県内63自治体及び団体(工事等)	⑥大阪府 (建設工事等)	⑥大阪府 (物品・委託役務)	⑦北海道 (建設工事等)	⑧愛知県及び県内53市町村及び8団体(建設工事等)	⑨福岡県 (建設工事等)	⑩広島県及び県内22市町村 (建設工事等)
所属部署	所属(担当者)	申請事業所の代表者 役職名	役職名	役職名	部課局	代表者職氏名(役職)		
E-MAIL	E-MAIL(担当者)	申請事業所の電子メールアドレス	パスワード通知用メールアドレス／申請状況通知用メールアドレス／物品公開見積合せ用メールアドレス	パスワード通知用メールアドレス／申請状況通知用メールアドレス／物品公開見積合せ用メールアドレス		E-mailアドレス	電子メールアドレス	13E-mailアドレス区分
電話番号	電話番号(担当者／申請事務担当者)	電話番号	営業所・支店電話番号	営業所・支店電話番号	連絡先電話番号／申請代理人電話番号	電話番号	電話番号	10主たる営業所の電話番号
FAX番号	FAX番号(担当者)	ファクシミリ番号	営業所・支店FAX番号	営業所・支店FAX番号		FAX番号	FAX番号	11主たる営業所のFAX番号
営業年数	設立登記年月日	営業年数	設立日	設立日		営業年数		

(B) 企業プロフィール(経営情報)

自治体の資格審査における登録情報項目のうち、企業プロフィール(経営情報)に関する項目は、表 2.2-3 のとおりである。

表 2.2-3 自治体の資格審査における登録情報項目(企業プロフィール(経営情報))の例

① 東京都 (建設工事等)	② 東京電子自治体共同運営協議会(建設工事等)	④ 埼玉県及び県内63自治体及び団体(工事等)	⑥大阪府 (建設工事等)	⑥大阪府 (物品・委託役務)	⑦北海道 (建設工事等)	⑧愛知県及び県内53市町村及び8団体(建設工事等)	⑨福岡県 (建設工事等)	⑩広島県及び県内22市町村 (建設工事等)
営業停止処分／指示処分	営業停止処分／指示処分							
民事再生・会社更生								

① 東京都 (建設工事等)	② 東京電子自治体共同運営協議会(建設工事等)	④ 埼玉県及び県内 63 自治体及び団体 (工事等)	⑥大阪府 (建設工事等)	⑥大阪府 (物品・委託役務)	⑦北海道 (建設工事等)	⑧愛知県及び県内 53 市 町村及び 8 団体(建設工事等)	⑨福岡県 (建設工事等)	⑩広島県及び県内 22 市町村 (建設工事等)
	組織形態	法人または個人の区分、業者区分（一般業者／経常 JV 業者の区分）						01 法人・個人の区分
基準日直前 1 年の総売上高	基準日直前 1 年の総売上高		総売上高	総売上高				
資本金	資本金	資本金	資本金（元入金）	資本金（元入金）		資本金		
自己資本額	自己資本	自己資本						
外国資本	外国資本					外資状況		
平均利益額（利払前税引前償却前利益）	平均利益額（利払前税引前償却前利益）							
営業利益	営業利益							
減価償却実施額	減価償却実施額							
決算期	決算（事業年度）月							

(C) 営業内容

自治体の資格審査における登録情報項目のうち、営業内容に関する項目は、表 2.2-4 のとおりである。

表 2.2-4 自治体の資格審査における登録情報項目（営業内容）の例

① 東京都 (建設工事等)	② 東京電子自治体共同運営協議会(建設工事等)	④ 埼玉県及び県内 63 自治体及び団体 (工事等)	⑥大阪府 (建設工事等)	⑥大阪府 (物品・委託役務)	⑦北海道 (建設工事等)	⑧愛知県及び県内 53 市 町村及び 8 団体(建設工事等)	⑨福岡県 (建設工事等)	⑩広島県及び県内 22 市町村 (建設工事等)
営業年数	設立登記年月日	営業年数	設立日	設立日		営業年数		
				会社等の業種 (会社としての主たる業種)				

① 東京都 (建設工事等)	② 東京電子自治体共同運営協議会(建設工事等)	④ 埼玉県及び県内 63 自治体及び団体 (工事等)	⑥大阪府 (建設工事等)	⑥大阪府 (物品・委託役 務)	⑦北海道 (建設工事等)	⑧愛知県及び県内 53 市 町村及び 8 団体(建設工 事等)	⑨福岡県 (建設工事 等)	⑩広島県及び県内 22 市町村 (建設工事等)
			契約種目	契約種目	希望する資格の 種類	資格審査を希望する業 種／希望業種コード／ 専門工事コード	希望業種	35 入札参加資格の 審査を希望する業 種、及び経営事項 の登録技術者情報
				契約の種類				
申請業種	申請種別（「工事」、 「物品」）／申請業種 番号／施工可能な分 野		会社等の業種			契約を締結する営業所 の許可業種	許可を受け た建設業	
	申請先自治体		許可情報登録			契約を締結する営業所		07 主たる営業所の 所在地（漢字等） ／06 主たる営業所 の所在地コード／ 16 県内営業所の有 無

(D) 実績

自治体の資格審査における登録情報項目のうち、実績に関する項目は、表 2.2-5 のとおりである。

表 2.2-5 自治体の資格審査における登録情報項目（実績）の例

① 東京都 (建設工事等)	② 東京電子自治体共同運営協議会(建設工事等)	④ 埼玉県及び県内 63 自治体及び団体 (工事等)	⑥大阪府 (建設工事等)	⑥大阪府 (物品・委託役 務)	⑦北海道 (建設工事等)	⑧愛知県及び県内 53 市 町村及び 8 団体(建設工 事等)	⑨福岡県 (建設工事 等)	⑩広島県及び県内 22 市町村 (建設工事等)
完成工事高	完成工事高（申請業種 別）							
	工事件数							
請負実績分野								
コリンズ番号	CORINS 番号							
請負金額	請負金額				業務委託料の額	請負代金の額		

① 東京都 (建設工事等)	② 東京電子自治体共同運営協議会(建設工事等)	④ 埼玉県及び県内63自治体及び団体(工事等)	⑥大阪府 (建設工事等)	⑥大阪府 (物品・委託役務)	⑦北海道 (建設工事等)	⑧愛知県及び県内53市町村及び8団体(建設工事等)	⑨福岡県 (建設工事等)	⑩広島県及び県内22市町村 (建設工事等)
					元請又は下請の 区別	元請・下請区分		
発注者	発注者				注文者	注文者		
着工年月日	着工年月日		事業活動開始日	事業活動開始 日	業務の開始年月	着工年月		
完成年月日	完成年月日				完了又は完了予 定年月	完成年月		
件名	件名				事業名	工事名		
施工場所	施工場所都道府県		事業活動内容	事業活動内容	事業場所のある 都道府県名	工事概要		

(E) その他（評価に資する事項）

自治体の資格審査における登録情報項目のうち、その他の評価に資する項目は、表 2.2-6 のとおりである。

その他の評価に資する項目は、統一資格審査システムや登記情報公開システムでは、特に設定されていないが、自治体の資格審査における登録情報項目では、主に能力評価とコンプライアンスの観点から様々な項目が設定されている。

<能力評価に関する項目例>

- 監理技術者や技術職員等の雇用数
- ISO 等の認証取得状況

<コンプライアンスの観点に基づく項目例>

- 保険の加入状況
- 納税状況
- ISO 等の認証取得状況
- 障害者等の雇用数

表 2.2-6 自治体の資格審査における登録情報項目（その他の評価に資する事項）の例

① 東京都 (建設工事等)	② 東京電子自治体共同運営協議会(建設工事等)	④ 埼玉県及び県内 63 自治体及び団体 (工事等)	⑥大阪府 (建設工事等)	⑥大阪府 (物品・委託役務)	⑦北海道 (建設工事等)	⑧愛知県及び県内 53 市 町村及び 8 団体(建設工事等)	⑨福岡県 (建設工事等)	⑩広島県及び県内 22 市町村 (建設工事等)
			官公需適格組合 の選択	官公需適格組合 の選択		適格組合証明		
建設業許可番号	建設業許可番号	建設業許可番号			建設業許可番号	申請時建設業許可番号 ／旧の建設業許可番号	建設業許可 番号	08現在の建設業許可 番号／09（旧） 建設業許可番号
	経審	経営事項審査基準日				経営事項審査基準日		33経営事項審査申 請書記載の許可番 号／34提出する経 営事項審査申請書 の審査基準日
業態情報(建築 士事務所登録 番号、測量業者 登録番号、建設 コンサルタント 登録番号、地 質調査業者登 録番号、造船業 許可・登録)								
テクリス企業 ID								
PUBDIS 会社 コード								
指定工事業者	指定工事業者							
自治体名	自治体名							
指定番号	指定番号							
施工(請負)可 能分野								

① 東京都 (建設工事等)	② 東京電子自治体共同運営協議会(建設工事等)	④ 埼玉県及び県内 63 自治体及び団体 (工事等)	⑥大阪府 (建設工事等)	⑥大阪府 (物品・委託役務)	⑦北海道 (建設工事等)	⑧愛知県及び県内 53 市 町村及び 8 団体(建設工事等)	⑨福岡県 (建設工事等)	⑩広島県及び県内 22 市町村 (建設工事等)
	登録(許可)番号			許可業務の有無(業務名×許可取得自治体名)				
保険加入・制度導入等	保険加入・制度導入等				法定保険加入状況	法定保険加入状況		
雇用保険の加入	雇用保険の加入				法定保険の種類	法定保険の種類		
健康保険及び厚生年金保険	健康保険及び厚生年金保険				加入状況	加入状況		
退職一時金制度又は企業年金制度の導入	退職一時金制度又は企業年金制度の導入				事業所の登録番号			
法定外労働災害補償制度の加入	法定外労働災害補償制度の加入	建設業労働災害防止協会加入の有無			未加入の場合の理由			17建設業労働災害防止協会加入の有無
防災協定締結の有無	防災協定締結の有無							
納税状況	納税状況					税の未納のないことの確認/課税番号		
監理技術者数	監理技術者数	監理技術者数				監理技術者資格者証所持者数		
委託業務従事者数	委託業務従事者数		受任先従業員数	受任先従業員数				
技術職員数	技術職員数					有資格者技術職員数等		
	事務職員数							
	60 歳以上							
	身体障害者	障害者雇用人数、法定雇用義務の有無、法定雇用率達成状況	障害者雇用者数	障害者雇用者数		障害者雇用率達成状況	障害者雇用者数	26障害者雇用の状況
			資格・免許名称					

① 東京都 (建設工事等)	② 東京電子自治体共 同運営協議会(建設工 事等)	④ 埼玉県及び県内 63 自治体及び団体 (工事等)	⑥大阪府 (建設工事等)	⑥大阪府 (物品・委託役 務)	⑦北海道 (建設工事等)	⑧愛知県及び県内 53 市 町村及び 8 団体(建設工 事等)	⑨福岡県 (建設工事 等)	⑩広島県及び県内 22 市町村 (建設工事等)
			有資格者数					
ISO 関連(営業 所単位)	ISO 対象規格	ISO 対象規格	ISO 対象規格	ISO 対象規格		ISO 認証区分		「30エコアクシ ョン21の認証ま たは ISO14005 の 取得有無
	ISO 登録番号	登録番号	ISO 登録番号	ISO 登録番号		ISO 認証番号		
審査登録機関		認証機関名						
対象事業所								
認証取得時期		登録・更新年月日						
I S O 関連(会 社単位)								

2.3. 調達情報の配信に関する調査

新規中小企業 DB に登録した新規中小企業者に対して調達情報を配信する機能を追加することを検討する。調達情報を配信するにあたり、府省及び地方自治体の調達情報を収集する仕組みを構築することが必要であるが、本事業においてこれを行うことは困難である。しかし、調達情報を収集して一元的に提供しているサイト（以下「調達情報提供サイト」という。）が既に稼動しているため、これらのサイトから情報を取得して調達情報の配信に利用することを検討する。そのため、既存の調達情報提供サイトで提供されている情報項目などに加えて、システムが自動処理しやすいデータ形式で情報を提供されているかについて調査を実施した。

2.3.1. 調達情報提供サイト

2.3.1.1. 統一資格審査申請・調達情報検索サイト

「統一資格審査申請・調達情報検索サイト」は府省共通の調達情報提供サイトである。提供される情報は官報に掲載される調達広告・公示情報と同じ情報である。以下の URL から利用できる。

【調達情報】

<http://www.chotatujoho.go.jp/csjs/pr005/JohoInActionJP.do>（日本語版）

<http://www.chotatujoho.go.jp/csjs/pr006/JohoInActionEN.do>（英語版）

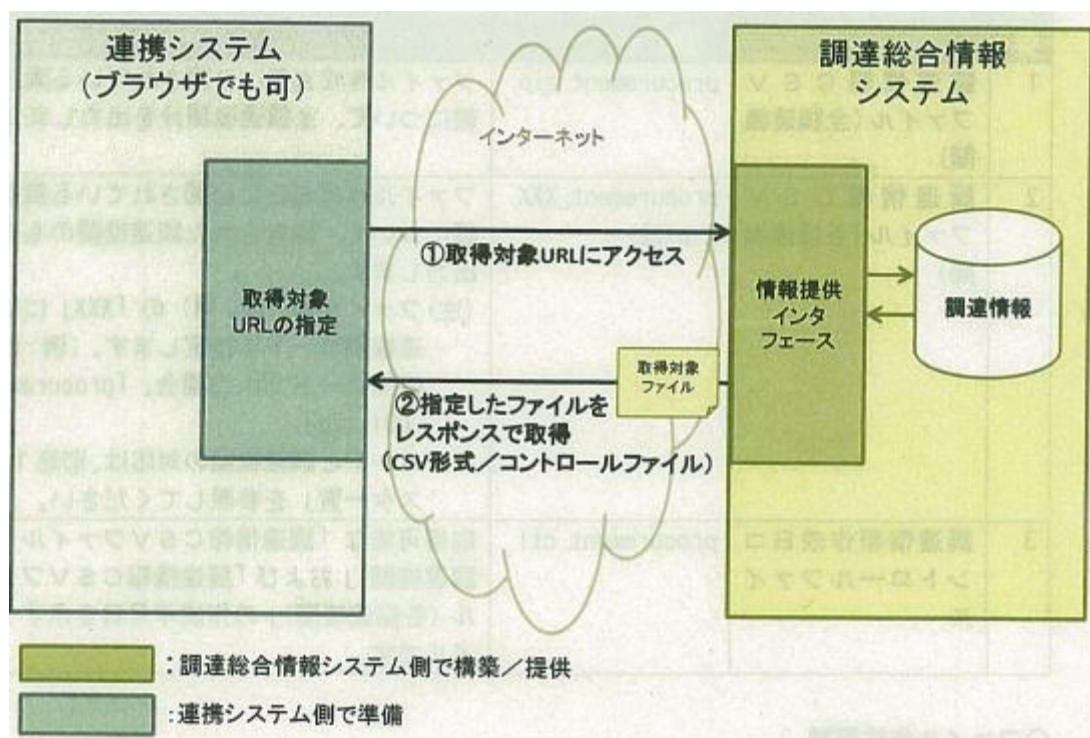
電子行政オープンデータ戦略（平成 24 年 7 月 4 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）に基づき、「全省庁統一資格審査結果情報」や「調達工事等の情報」を機械判読に適したデータ形式（電子行政オープンデータ実務者会議におけるガイドラインに準じる）により公開するための情報連携に係る機能（調達情報の情報公開機能）が追加され、平成 27 年度に公開される予定である。

表 2.3-1 統一資格審査申請・調達情報検索サイトの概要

	概要
システム名	統一資格審査申請・調達情報検索サイト
目的、背景	政府調達（公共事業を除く）手続きの電子化に係る取組みの一環として、政府内における調達情報の一元提供や入札参加資格審査の統一を図り、入札参加企業の利便性の向上及び負担軽減並びに行政事務の効率化を目的として、物品・役務等の入札参加資格について全省庁統一参加資格

	審査を実施する。(総務省資料より)	
登録対象となる告示種別	【日本語版（14 種）】 入札公告（公示）予定の公告（年間調達予定） - 政府調達セミナー及び政府調達年次会合の開催の公示 - 資料提供招請に関する公表 - 意見招請に関する公示 - 一般競争入札の入札公告(WTO 対象) - 指名競争入札の入札公示(WTO 対象) - 随意契約に関する公示 - 一般競争入札の入札公示(WTO 対象外) - 指名競争入札の入札公示(WTO 対象外) - 公募型プロポーザル情報 - オープンカウンタへの参加募集情報 - 落札者等の公示（WTO 対象） - 落札者等の公示(WTO 対象外) - 落札者等の公示（随意契約）	【英語版（5 種）】 - Notice of request for submission of materials（資料提供招請に関する公表） - Notice of request for comments（意見招請に関する公示） - Notice of open bidding procurement（一般競争入札の入札公告（WTO 対象）） - Notice of designated bidding Procurement（指名競争入札の入札公示（WTO 対象）） - Notice of optional contract（随意契約に関する公示）
登録情報の概要	調達機関名、調達機関所在地、官報掲載日、調達案件名、公示文 等	
発注元（調達機関）	最高裁判所 会計検査院 内閣官房 人事院 内閣府 宮内庁 国家公安委員会（警察庁） 防衛省 金融庁 総務省 法務省 外務省	財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 消費者庁 復興庁 公正取引委員会 特定個人情報保護委員会
情報提供先（閲覧者）	一般国民	
運営管理者	総務省情報流通行政局	

取得可能な情報項目	※情報項目は、「表 2.3-2 情報公開機能から取得可能なデータ」を参照。
取得時のファイル形式	CSV 形式（ZIP に圧縮）



出所：「情報公開機能 操作ガイド 検証環境用（平成 27 年度 1 月版）」（総務省）

表 2.3-2 情報公開機能から取得可能なデータ

No.	情報項目	ダウンロード対象項目 ●：必須 ○：任意	備考
1	公告公示特定 ID	●	
2	号番号	●	
3	分類コード	●	01：物品・役務 02：簡易工事
4	告示種別	●	調達情報の種別 【例】01：入札公告（公示）予定の公告（年間調達予定）、02：政府調達セミナー及び政府調達年次会合の開催の公示、03：資料提供招請に関する公表、04：意見招請に関する公示、

No.	情報項目	ダウンロード対象項目 ●：必須 ○：任意	備考
			05：一般競争入札の入札公告 (WTO 対象)、06：指名競争入 札の入作公示 (WTO 対象)、 07：随意契約に関する公示 等
5	調達機関番号	●	
6	所在地番号	●	都道府県コード
7	掲載期間(開始)	●	
8	掲載期間 (終了)	●	
9	落札決定日	※告示種別により必須又 は NULL。	
10	訂正・取消区分	※告示種別により必須又 は NULL。	
11	区分	※告示種別により必須又 は NULL。	
12	変更公示 ID	※告示種別により必須又 は NULL。	
13	品目分類番号 1	※告示種別により必須又 は NULL。	官報の品目分類番号。
14	品目分類番号 2	○	
15	品目分類番号 3	○	
16	品目分類番号 4	○	
17	品目分類番号 5	○	
18	品目分類番号 6	○	
19	品目分類番号 7	○	
20	品目分類番号 8	○	
21	件名	○	
22	件名(英語)	※告示種別により必須又 は NULL。	
23	仕様書など URL 1	○	調達情報の仕様書等の URL.
24	仕様書など URL 2	○	
25	仕様書など URL 3	○	
26	仕様書など URL 4	○	
27	仕様書など URL 5	○	
28	公告公示本文	○	調達情報の本文。

2.3.1.2. 官公需情報ポータルサイト

「官公需情報ポータルサイト」は国・独立行政法人、地方公共団体等の入札情報を提供する調達情報提供サイトである。提供する情報は、国・独立行政法人及び地方公共団体等のホームページ上をロボットにより収集した入札情報である。以下の URL から利用できる。

【官公需情報ポータルサイト】

<http://www.kkj.go.jp/s/>

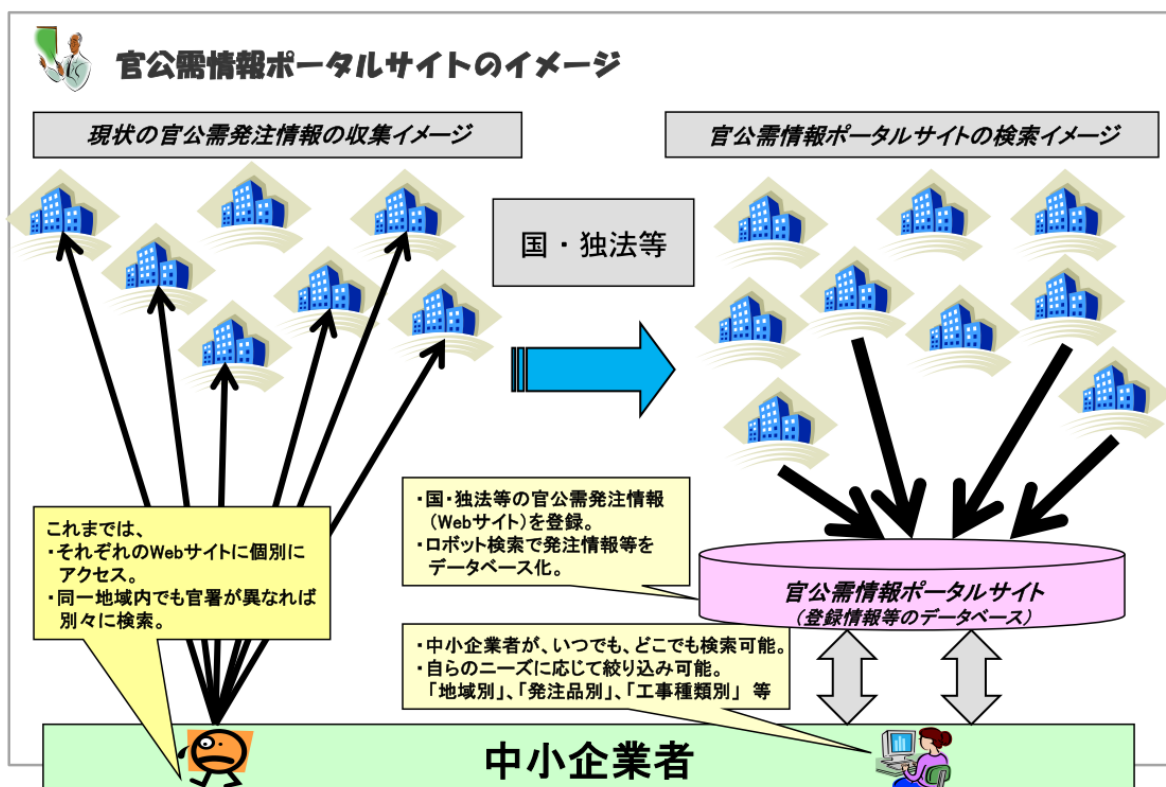
平成 27 年度には、検索 API が公開される予定である。

表 2.3-3 官公需情報ポータルサイトの概要

	概要	
システム名	官公需情報ポータルサイト	
目的、背景	官公需情報ポータルサイトは、「平成 21 年度中小企業者に関する国等の契約の方針」において、中小企業者の受注機会の拡大のための措置の一つとして、中小企業者の仕事探しに関する自主的努力の助長を目的として開設されたツールである。（中小企業庁資料より）	
登録対象となる入札情報	国・独立行政法人及び地方公共団体等（以下、「発注機関」という。）がホームページ上に掲載している入札情報。ただし、都道府県、市町村の入札情報で、当該自治体の HP 内に入札情報の検索サービスがある場合はこの入札情報を除く。	
登録情報の概要	件名、種別(営業品目)、公示日、(発注元)組織、取得日、公告内容	
発注元（調達機関）	以下の国・独立行政法人及び地方公共団体等	
	衆議院	独立行政法人教員研修センター
	参議院	独立行政法人国立健康・栄養研究所
	最高裁判所	独立行政法人種苗管理センター
	会計検査院	独立行政法人家畜改良センター
	内閣	独立行政法人水産大学校
	人事院	独立行政法人農業生物資源研究所
	内閣府	独立行政法人農業環境技術研究所
	宮内庁	独立行政法人国際農林水産業研究センター
	国家公安委員会（警察庁）	独立行政法人森林総合研究所
	防衛省	独立行政法人水産総合研究センター
	金融庁	独立行政法人経済産業研究所
	総務省	独立行政法人工業所有権情報・研修館

法務省	独立行政法人日本貿易保険
外務省	独立行政法人産業技術総合研究所
財務省	独立行政法人製品評価技術基盤機構
文部科学省	独立行政法人土木研究所
厚生労働省	独立行政法人建築研究所
農林水産省	独立行政法人交通安全環境研究所
経済産業省	独立行政法人海上技術安全研究所
国土交通省	独立行政法人港湾空港技術研究所
環境省	独立行政法人電子航法研究所
消費者庁	独立行政法人航海訓練所
復興庁	独立行政法人航空大学校
北海道旅客鉄道株式会社	独立行政法人国立環境研究所
東日本旅客鉄道株式会社	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
東海旅客鉄道株式会社	自動車検査独立行政法人
西日本旅客鉄道株式会社	独立行政法人統計センター
四国旅客鉄道株式会社	独立行政法人造幣局
九州旅客鉄道株式会社	独立行政法人国立印刷局
日本貨物鉄道株式会社	独立行政法人水資源機構
日本たばこ産業株式会社	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
日本電信電話株式会社	独立行政法人科学技術振興機構
沖縄振興開発金融公庫	独立行政法人国際協力機構
東日本電信電話株式会社	独立行政法人福祉医療機構
西日本電信電話株式会社	独立行政法人農畜産業振興機構
株式会社日本政策金融公庫	独立行政法人北方領土問題対策協会
株式会社日本政策投資銀行	独立行政法人国民生活センター
株式会社国際協力銀行	独立行政法人理化学研究所
社会保険診療報酬支払基金	独立行政法人国際交流基金
放送大学学園	独立行政法人日本芸術文化振興会
日本中央競馬会	独立行政法人日本学術振興会
農林漁業団体職員共済組合	独立行政法人日本スポーツ振興センター
消防団員等公務災害補償等共済基金	独立行政法人国立重度知的障害者 総合施設の ぞみの園
電源開発株式会社	独立行政法人農業者年金基金
関西国際空港株式会社	独立行政法人日本貿易振興機構
国際電信電話株式会社	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発 機構
地方競馬全国協会	独立行政法人国際観光振興機構
日本放送協会	独立行政法人労働政策研究・研修機構
日本勤労者住宅協会	
地方公共団体金融機構	

	日本私立学校振興・共済事業団 日本郵政公社 成田国際空港株式会社 日本環境安全事業株式会社 東京地下鉄株式会社 国立大学法人 大学共同利用機関法人 東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 日本アルコール産業株式会社 株式会社商工組合中央金庫 全国健康保険協会 日本年金機構 日本財団 新関西国際空港株式会社 独立行政法人国立公文書館 独立行政法人酒類総合研究所 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 独立行政法人大学入試センター 独立行政法人国立女性教育会館 独立行政法人国立科学博物館 独立行政法人物質・材料研究機構 独立行政法人防災科学技術研究所 独立行政法人航空宇宙技術研究所 独立行政法人放射線医学総合研究所 独立行政法人国立美術館	独立行政法人勤労者退職金共済機構 独立行政法人原子力安全基盤機構 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 独立行政法人宇宙航空研究開発機構 独立行政法人環境再生保全機構 独立行政法人労働者健康福祉機構 独立行政法人日本学生支援機構 独立行政法人情報通信研究機構 独立行政法人国立高等専門学校機構 独立行政法人大学評価・学位授与機構 独立行政法人国立大学財務・経営センター 独立行政法人国立病院機構 独立行政法人中小企業基盤整備機構 独立行政法人都市再生機構 独立行政法人奄美群島振興開発基金 独立行政法人日本原子力研究開発機構 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 独立行政法人国立青少年教育振興機構 独立行政法人海技教育機構 年金積立金管理運用独立行政法人 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 独立行政法人住宅金融支援機構 独立行政法人国立文化財機構 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 独立行政法人国立がん研究センター 独立行政法人国立循環器病研究センター 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター 独立行政法人国立国際医療研究センター 独立行政法人国立成育医療研究センター 独立行政法人国立長寿医療研究センター 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
情報提供先（閲覧者）	一般国民	
運営管理者	中小企業庁 事業環境部	
取得可能な情報項目	※情報項目は、「表 2.3-4 検索 API で取得可能なデータ」を参照。	
取得時のデータ形式	XML 形式	



出所：「官公需情報ポータルサイト」仕様書（中小企業庁）

表 2.3-4 検索 API で取得可能なデータ

No.	情報項目	備考
1	キー	システム内での情報を一意に表すキー。
2	公告情報 (URL)	公告を掲載していた URL。
3	件名	公告の案件名
4	取得日時	システムが公告を取得した日時 (ISO8601 準拠)。
5	公告のファイル種別	公告のファイルタイプ (pdf/html)。
6	都道府県コード	都道府県コード (JIS X0401 準拠)
7	都道府県名	上記コードに対応する都道府県名
8	市区町村コード	市区町村コード (JIS X0402 準拠)
9	市区町村名	上記コードに対応する市区町村名
10	参加資格	全省庁統一資格の A, B, C, D 等。複数の場合は空白区切り。

No.	情報項目	備考
11	組織名	組織名
12	公告日	公告日情報が存在しない場合、取得日が入る。(IS08601 準拠)
13	納入期限日	IS08601 準拠
14	カテゴリー	物品/役務/工事のいずれか。
15	公示種別	一般競争入札/簡易公募型競争入札/簡易公募型指名競争入札
16	履行場所	履行場所あるいは納入場所。
17	入札開始日	IS08601 準拠
18	開札日	IS08601 準拠
19	品目分類番号	アイテムコード
20	公告	公告全文 公告文以外が含まれている場合がある。公告文が画像等の場合、全文が存在しない場合がある。
21	添付ファイル名	添付ファイルの名前。(複数可)
22	添付ファイルの URL	添付ファイルの URL。(複数可)

2.3.2. 調達情報配信機能

2.3.2.1. 調達情報配信機能の情報源

「2.3.1 調達情報提供サイト」で調査したサイトからシステムが自動的に調達情報を取得し、新規中小企業者へ配信する機能について検討する。各サイトから情報を取得する手段と取得するデータの内容について表 2.3-5 で比較する。

表 2.3-5 調達情報サイトからの情報取得の比較

	統一資格審査申請・調達情報検索サイト 情報公開機能		官公需情報ポータルサイト 検索 API	
情報取得方法	○	Web-API	○	Web-API
データ形式	△	CSV 形式 (ZIP 圧縮)	○	XML 形式
対象調達機関	△	全府省 (独立行政法人及び地方公共団体を含まない)	○	全府省、独立行政法人及び地方公共団体等
取得時の	○	ファイル名 (情報更新日情報、調	○	検索文字列 (必須)

	統一資格審査申請・調達情報検索サイト 情報公開機能		官公需情報ポータルサイト 検索 API	
パラメータ		達機関別調達情報のファイルを指定することも可能)		【絞り込み条件】 件名、都道府県コード、カテゴリー、公告日、開札日等
取得可能な情報	◎	官報と同じ情報	○	国・独立行政法人、地方公共団体等の HP 上の入札情報。

統一資格審査申請・調達情報検索サイトの情報公開機能は対象とする調達機関の全調達情報を取得することができ、情報項目は官報と同じ項目が取得できる。ただし、対象調達機関が府省に限られるうえ、ZIP 形式で提供されるため、調達情報を自動的に配信することを考えた場合は、自動解凍の仕組みを考える必要がある。

一方、官公需情報ポータルサイトの検索 API 機能では、対象調達機関は府省に限らず、独立行政法人や地方公共団体が含まれており、取得できる情報も各機関の HP 上で公開されている入札情報と同等の情報である。また、XML 形式で提供されるため、プログラムで扱いやすい点も利点である。パラメータに「検索文字列」を指定することが必須となっているが、「調達」という文字列を検索文字列とすることでほぼ全件を取得することができる。ただ、取得データはメモリ上に展開されるため、一度に取得する件数が多くなるとシステムに掛かる負荷が大きくなり、所定の時間内に処理を完了できなくなる可能性がある。このため、都道府県コードで絞り込んで何回かに分けてデータを取得するなどの工夫が必要である。

以上から、官公需情報ポータルサイトは対象調達機関の範囲が広いという点で優れており、パラメータの指定の仕方を工夫することにより、全ての調達情報を効率良く取得することが可能である。したがって、調達情報のメール配信機能を追加する場合は、官公需情報ポータルサイトの検索 API から取得した情報を配信すべきと考える。

2.3.2.2. 配信対象者の選定

新規に登録する企業には、新規登録申請画面において調達情報の配信を希望するかしないか（デフォルトは「配信を希望する」とする。）選択可能とする。既に登録済の企業は当初は「配信を希望する」とし、登録情報変更画面により「配信を希望しない」に変更可能とする。

2.3.2.3. 配信情報の選定

調達情報提供サイトから情報を取得した後、配信情報の選定を行いやすいように配信情報を一時的に DB へ登録するのが妥当である。この時、調達情報が重複して登録されないように官公需情報ポータルサイトの「Key（キー）」を DB 上の一意のキー項目とする。また、DB への登録時点で「公告日」、「入札開始日」及び「開札日」を基に、有効な調達情報のみ登録するとともに、調達情報毎に送信フラグを持ち、一度送信した調達情報が複数回送信されないように制御する。

さらに、個々の中小企業にとって有用な情報をピンポイントで配信するために、企業情報に基づいた調達情報の選定を行う。官公需情報ポータルサイトの調達情報のうち、新規中小企業 DB の企業情報と対応する情報項目としては、「都道府県コード」（企業情報の「営業エリア（都道府県コード）」）、と「品目分類番号」（企業情報の「営業品目」）がある。これらにより企業別の配信情報を選定する。「都道府県コード」は単純に一致するが、「品目分類番号」と「営業品目」は単純には一致しない。このため、「品目分類番号」と「営業品目」のマッピング表を作成する必要がある。

ただし、官公需情報ポータルサイトの「品目分類番号」に情報が登録されるのは、調達元機関が府省の場合だけであり、独立行政法人や地方公共団体の場合は値が入らない。そこで、独立行政法人や地方公共団体の調達情報においても中小企業の営業品目に基づいた配信情報の選定を行うため、配信対象となる中小企業の営業品目に関連した文字列で調達情報の件名及び公告文を検索し、ヒットした調達情報のみを配信することとする。このため、営業品目に関連した文字列の辞書（シソーラス）を整備することが必要となる。

2.3.2.4. 配信の頻度

官公需情報ポータルサイトから検索 API により調達情報を取得する際にオプションとして公告日の期間を設定することにより、取得する情報を絞り込むことができる。したがって調達情報を取得する際に、オプションの公告日に前回情報取得日（基本的に前日の日付）の日付以降の期間を設定し、原則毎日情報を取得する。そこで、新規に取得した情報を配信対象として原則毎日調達情報を配信することとする。ただし、新規の調達情報が無い日は、配信を休止する。

2.4. 受注実績・評価情報の提供に関する調査

2.4.1. 業者評価方法の事例調査

(1) 地方自治体における入札者資格

(A) 地方自治体における入札者資格の根拠法

地方自治体においては、地方自治法施行令第 167 条に基づき、以下の実績を入札資格として定めることが認められている。

- 工事、製造又は販売等の実績
- 従業員の数
- 資本の額その他の経営の規模及び状況
- 事業所の所在地
- 入札参加者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等

<地方自治法施行令第 167 条の抜粋>

(地方自治法施行令第167条の5)

○普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

(地方自治法施行令第167条の5の2)

○普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

上記に依り、地方自治体では、入札参加者の格付けを行っているところがある。

(B) 格付け審査方法の例

1) 東京電子自治体共同運営協議会における格付け審査方法

以下は、東京電子自治体共同運営協議会における格付けの審査方法の概要である。

※東京電子自治体共同運営協議会には 56 自治体（千代田区、中央区など 22 区及び 34 市町村）が加盟しており、共同で電子調達サービスを利用している。

その競争入札参加資格は、個々の申請者が申請した業種ごとに審査が行われ、各業種別に等級及び順位又は順位のみが定められる。

a) 等級区分

登録業者数の多い業種においては、等級区分が設定されており、同一等級内において順位が定められる。

（業種 01～07 等級(ABCDE の5段階)及び順位、業種 08～10 等級(ABCD の4段階)及び順位、上記以外の業種 等級を定めず順位のみ))

b) 等級と順位を決定する業種の審査方法

各業種別に定める客観的審査事項及び主観的審査事項を用いて審査される。

i) 主観的審査事項

以下の実績を対象として、主観点数が算出される。

- 最高完成工事（業務）高（最高完成工事（業務）経歴のうち、最も高額な金額）
- 中小企業基本法で規定する中小企業である場合
- 本店の所在地が当該自治体地域である場合
- IS09000、IS014000 を取得している企業である場合

なお、主観的審査事項における最高完成工事（業務）経歴がない業種の競争入札

参加資格については無格付とされ、等級順位等とは与えられない。

ii) 客観的審査事項

経営事項審査（経審）を必要としない業種の場合は、以下の実績を対象として、客観点数が算出される。

- 完成工事（完成）高、元請完成工事（完成）高、年間平均元請完成工事（完成）高
- 自己資本額、平均利益額
- 納税額（審査対象事業年度の法人税又は所得税の納税済額）
- 技術職員数
- その他社会性等（加入保険の種類数、防災協定の締結の有無、法令遵守の状況）

同一等級内において客観点数が同じ点数となった申請者については、下記の優先順位により順位付けされる。

- 当該業種の完成工事（完成）の高位順
- 自己資本額の高位順
- これによっても同位となる場合は、競争入札参加資格の受付番号の低位順とする。

2) 東京都における格付け審査方法

東京電子自治体共同運営協議会と同様に、客観的審査事項（経営規模、経営状況等）及び主観的審査事項（最高完成工事経歴又は最高完成業務経歴）により、等級区分と順位付けが審査される。

なお、発注者が東京都又は他官公庁であり、かつ、請負金額が 2,500 万円（税込み）以上となる工事を申請する場合は、その工事がコリンズに登録されていなければならない。

(2) 工事成績の評定方法

地方自治体等の総合評価落札方式において、評価基準の 1 つに過去の工事成績が設定されている場合がある。

表 2.4-1 工事の総合評価落札方式の評価項目例
(NEXCO 西日本における施工能力評価型（簡易型）標準の例)

評価項目	評価内容	評価基準	施工能力評価型（簡易型）	
			配点	満点
① 企業の施工能力	工事成績（NEXCO西日本が発注した●●工事（本工事の工事種別）における過去5年間の平均）	85点以上.....	3	/7
		80点以上85点未満.....	2	
		75点以上80点未満.....	1	
		75点未満又は実績なし.....	0	
		NEXCO西日本の会長表彰実績あり.....	2	
	優良工事表彰（過去3年間の●●工事（本工事の工事種別）における表彰実績）※評価点は累積（最大2点）	NEXCO西日本の支社長表彰実績あり.....	1	
		NEXCO中日本東日本又は国土交通省の表彰実績あり.....	0.5	
		表彰実績なし.....	0	
	契約後VE提案実績（NEXCO西日本が発注した●●工事（本工事の工事種別）における過去3年間の実績）	①証明書あり.....	2	
		②証明書なし.....	1	
		実績なし.....	0	

～以下略～

(A) 地方自治体における工事成績評定方法の根拠法

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成 17 年 4 月 1 日より施行され、法第 8 条第 1 項に基づく「基本方針」が平成 17 年 8 月 26 日に閣議決定された。基本方針の中で、工事成績評定については、公正な評価を行うとともに評定結果の発注者間での相互利用を促進するため、国と地方公共団体との連携により、評定項目の標準化に努めるとされている。また、法第 9 条では、各省各庁の長、特殊法人等の代表者及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

これらの経緯から、営繕関係機関における公共建築の品質確保の促進に向けた具体的な取組として、工事成績を重視した競争入札の導入を促進し、工事成績の評価の基準の標準化に向けた検討を進めるため、中央省庁営繕担当課長連絡調整会議幹事会及び全国営繕主管課長会議幹事会において、平成 19 年 4 月、工事成績評定要領の標準化案として「公共建築工事成績評定要領作成指針」が作成された。

出所：国土交通省大臣官房 官庁営繕部 設備・環境課

(B) 「公共建築工事成績評定要領作成指針」における評定方法の概要

「公共建築工事成績評定要領作成指針」は、以下で構成されている。

- 指針本文
- 工事成績採点表（抜粋を表 2.4-2 に掲載）
- 細目別評定点採点表（参考）
- 工事成績評定表（参考）
- 考査項目別運用表（公共建築工事）
- 施工プロセスチェックリスト（公共建築工事）

表 2.4-2 「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績採点表の標準様式（一部抜粋）

工事名								契約金額(最終)																											
請負者名								工 期						～												完成年月日									
考 査 項 目		①主任技術評価官(仮称)						②総括技術評価官(仮称)						③技術検査官(仮称) (既済・中間)						③技術検査官(仮称) (既済・中間)						④技術検査官(仮称)									
		氏名						氏名						氏名						氏名						氏名									
項目	細別	a	b	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価				
1. 施工体制	I 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5	-10																													
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5	-10																													
2. 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10										+5	-	+2.5	-	0	-7.5	-15		+5	-	+2.5	-	0	-7.5	-15					
	II 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10		+2.0	-	+1.0	-	0	-7.5	-15																					
	III 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5	-10		+3.0	-	+1.5	-	0	-7.5	-15																					
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																													
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5										+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20		+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20					
	II 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5										+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25		+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25					
	III 出来ばえ															+5	-	+2.5	-	0	-5	-		+5	-	+2.5	-	0	-5	-					
4. 工事特性	I 施工条件等への対応(※2)							0																											
5. 創意工夫	I 創意工夫(※3)	0			-	-																													
6. 社会性等	I 地域へ貢献等(※4)							+10	+7.5	+5	+2.5	0	-	-																					
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点						点						点						点						点									
評 定 点 (※1)		①						②						③						③						④									
7. 評定点計(※5)		点 ① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4 = 評定 点																																	
		※ 既済部分 (中間) 検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) =細目別評定点 (既済、中間が2回以上の場合は③を平均する。 ※ 既済部分 (中間) 検査がなかった場合 (①+②+④) =細目別評定点																																	
8. 法令遵守等(※6)				点	法令遵守等の該当事由																														
9. 評 定 点 合 計 (※7)		点 評定点計 (点) - 7. 法令遵守等 (点) = 点 (1回完済分 点、 2回完済分 点、 完成分 点)																																	
所 見 (※8)	総括技術評価官																																		
	主任技術評価官																																		
	技術検査官																																		

- ※1 6.5点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。
各評定点(①～④)は小数第1位まで記入する。
- ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、主任技術評価官からの報告を受けて総括技術評価官(仮称)が評価するものとする。
- ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
- ※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点点評価のみとする。
- ※5 既済部分(中間)検査があった場合：(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2) = 点 ※ただし、③(既済、中間)が2回以上の場合は平均値
- ※6 法令遵守等は減点評価のみとし、評価は総括技術評価官(仮称)又は技術検査官(仮称)が完成検査時に行う。
- ※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- ※8 所見欄には評定結果の概要を記載する。
- ※9 各考查項目ごとの採点は、別紙「1 考查項目別運用表(公共建築工事)(仮称)」によるものとする。
(この様式の形式は参考とし、内容は各機関の実状に合わせて変更しても良いものとする。ただし、考查項目、a～g評価及び各配点、①～③の配点比率は必須事項とする。)
なお、技術評価官を1名しか任命できない場合は、1名で総括技術評価官及び主任技術評価官の評定を行うものとする。)
(原則として、総括技術評価官は主に総括的なプロセス評価を行える者、主任技術評価官は詳細なプロセス評価を行える者、技術検査官は検査職員として評価を行える者を充てるものとする。)

出所：国土交通省大臣官房 官庁営繕部 設備・環境課

表 2.4-3 「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく考査項目別運用表の標準様式（一部抜粋）

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	☐ ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 ☐ ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 ☐ ③工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 ☐ ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 ☐ ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 ☐ ⑥請負者の責による夜間や休日の作業がない。 ☐ ⑦休日・代休の確保を行っている。 ☐ ⑧近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 ☐ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑩その他 理由：	
		(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
評価			
a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。			
該当項目が90%以上・・・ a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満・・・ b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満・・・ c		③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100	
該当項目が60%未満・・・ d			
	評価＝ d	0項	6 項目 0%

出所：国土交通省大臣官房 官庁営繕部 設備・環境課

「公共建築工事成績評定要領作成指針」において示されている評定方法からは、評価の公正性を向上するため、以下の要件に配慮されていることが読み取れる。

- ・ 一発注案件の評価に際して、複数名の評価者（雛形では 5 名）が置かれている。
- ・ 複数の考査項目（雛形では 10 項目以上）が設定されている。
- ・ 考査項目別の運用表（チェックリスト）を設定しており、各チェック項目は、極力事実に基づき該当の有無を判断できるものとなっている。チェック項目の該当数の比率に応じて当該考査項目の評価点が採点される。これにより、評価者の主観を排除するよう考慮されている。

(C) 地方自治体等における運用

各発注者においては、本指針による共通化事項を遵守し、各発注者側の組織体制による制約等に応じた適切な工事成績評定要領として制定することとされており、各地方自治体等では、「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づき、「公共建築工事成績評定要領」等を策定している。

(3) <参考>コリンズ、テクリス

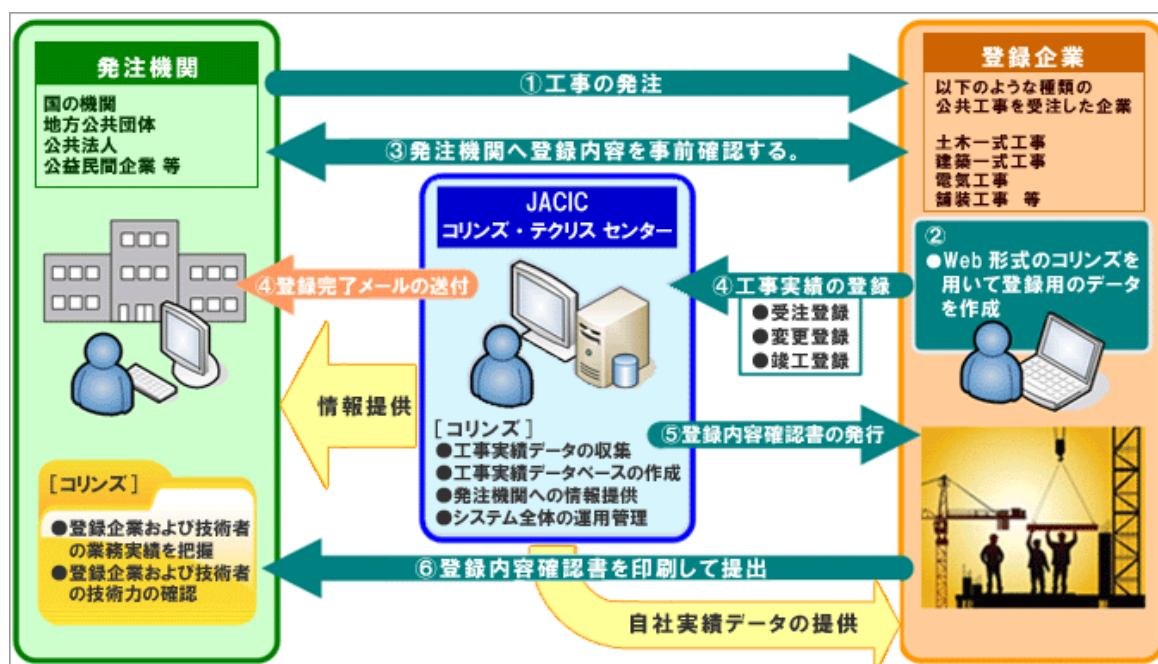
(A) 概要

コリンズ、テクリスは、公共工事の品質確保、入札及び契約の適正化を図ろうとする国の施策に基づき運用されている、工事及び業務に係る実績情報を登録、提供するシステムである。登録情報は、実績情報のみであり、実績に対する評価等は登録されていない。

表 2.4-4 コリンズ、テクリスの概要

	概要
システム名	「工事実績情報システム (Construction Records Information System)」、略称：コリンズ (CORINS) 「業務実績情報システム (Technical Consulting Records Information System)」、略称：テクリス (TECRIS)
目的、背景	公共発注機関が工事を発注する際に、より公正で客観的な企業選定(各事業の地域性、特殊性、企業の技術的適正を総合的にかつ公正に評価・判断)ができるよう支援することを目的とする。
根拠法	- 公共工事の品質確保の促進に関する施策を 総合的に推進するための基本的な方針について (平成 17 年 8 月 26 日閣議決定) - 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 (平成 18 年 5 月 23 日閣 議決定)
登録対象となる工事、業務	- 以下に該当する公共工事 1 契約あたりの請負金額が、500 万円 (税込み) 以上の工事 1 契約あたりの請負金額が、100 万円 (税込み) 以上の業務 (調査設計業務、地質調査業務、測量業務、ならびに補償コンサルタント業務) - 民間工事は登録不可。電力会社、電信電話会社、J R 等の公益民間企業からの発注は登録可能。
登録情報の概要	国、独立行政法人等、都道府県、政令市、市区町村等の公共機関や、鉄道、電気、ガス等の公益民間企業が発注した公共工事の内容 (平成 21 年度実績で、登録件数は約 34 万件、累計で約 410 万件)
情報提供元 (登録者)	公共工事を受注した企業
情報提供先 (閲覧者)	発注機関および受注企業

	(平成 21 年度実績で、国 14 機関、都道府県 47 機関、市町村 617 機関、独立行政法人等 135 機関の発注機関)
運営管理者	コリンズ・テクリスセンター（一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）） ※電子入札システム（利用機関数は、平成 21 年度実績で、国 9、都道府県 44、市町村 498、独立行政法人等 23）も JACIC が運用している。
利用料	実績登録料：工事または業務 1 件あたり 2,725 円～9,288 円（受注額の従量制） ダウンロード利用料：登録後 30 日間は無料、登録後 30 日以降は有料（登録工事 1 件あたり 500 円）。
ダウンロード可能な情報項目	※情報項目は、「表 2.4-4 コリンズ、テクリスの概要」を参照。
ダウンロード時のファイル形式	CSV 形式、XML 形式



出所：一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）

図 2.4-1 コリンズ、テクリスの概要図

表 2.4-5 コリンズからダウンロード可能なデータ

No.	情報項目	ダウンロード対象項目 ●：必須 ○：任意
1	登録番号	●
2	登録種別	●
3	件名	●

No.	情報項目	ダウンロード対象項目 ●：必須 ○：任意
4	請負金額	●
5	工期	●
6	発注機関名	●
7	公共事業の分野	●
8	本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種	●
9	実績内容確認年月日	○
10	実績内容確認担当者所属部署名	○
11	実績内容確認担当者氏名	○
12	実績内容確認担当者氏名（カナ）	○
13	実績内容確認担当者メールアドレス	○
14	契約形態	○
15	受注形態	○
16	ISO 対象工事であるか否か	○
17	企業名	○
18	本件登録工事の入札参加資格区分	○
19	工種	○
20	工法・型式	○
21	施工場所（起点もしくは代表地点）	○
22	施工場所（終点）	○
23	施工地域	○
24	建設実績技術者 ID	○
25	氏名	○
26	従事期間	○
27	担当工事内容	○

2.4.2. 新規中小企業 DB における受注実績・評価情報の検討

受注者の評価に係る考査項目の設定に際しては、「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく「工事成績評定実施基準」に倣い、以下の観点から、評価対象とする発注業務内容に応じて検討することが考えられる。

図 2.4-2 評価情報（例）

評価の観点	考査項目の例
実施体制	実施体制および分担の明確化、支援体制の有無、緊急時対応の迅速性、適切

評価の観点	考査項目の例
	な人員配置等、等
実施状況	実施管理の適切性、工程管理の適切性、発注者とのコミュニケーションの適切性、第三者調整の適切性、等
成果物	発注仕様との適合度、成果報告の適切性、等
特性	実施内容の特性（高度なスキルや専門性等）、等
創意工夫	取り組み姿勢の積極性（発注仕様に対する改善提案等）、品質向上・期間短縮・コスト縮減、障害発生時の対処等に係る工夫、等
社会性等	環境配慮、等
法令遵守等	法令順守違反（減点対象）、等

また、評価の公正性を担保するため、以下の要件に配慮した考査項目設定および評価の運用が行われることが望まれる。

- ・ 一発注案件の評価に際して、複数名の評価者を置くこと。
- ・ 複数の考査項目を設定すること。
- ・ 考査項目別の評価運用ルール（チェックリスト等）を設定し、各チェック項目は、極力事実に基づき該当の有無を判断できるものとする。また、チェック項目の該当数の比率に応じて当該考査項目の評価点を採点することにより、評価者の主観を排除するよう考慮すること。

2.5. 業務マニュアルの検討

2.5.1. 検討対象業務の概要

新規中小企業 DB には、企業情報の信頼性を確保するための機能（エントリー企業確認機能、通報機能）を実装した。しかし、それだけでは情報の信頼性に係る問題発生を防ぐには不十分である。具体的な確認事項や問題が発生した場合の運用手順等も整備する必要がある。このため、中小企業庁／中小機構用の業務マニュアルを作成した。作成に際しては、本調査事業の委託元である中小企業庁だけでなく、平成 27 年度に改正官公需法が施行された後に業務を運営する中小機構にも検討に参加していただいた。表 2.5-1 に検討した業務の一覧を掲載する。

表 2.5-1 検討対象業務一覧

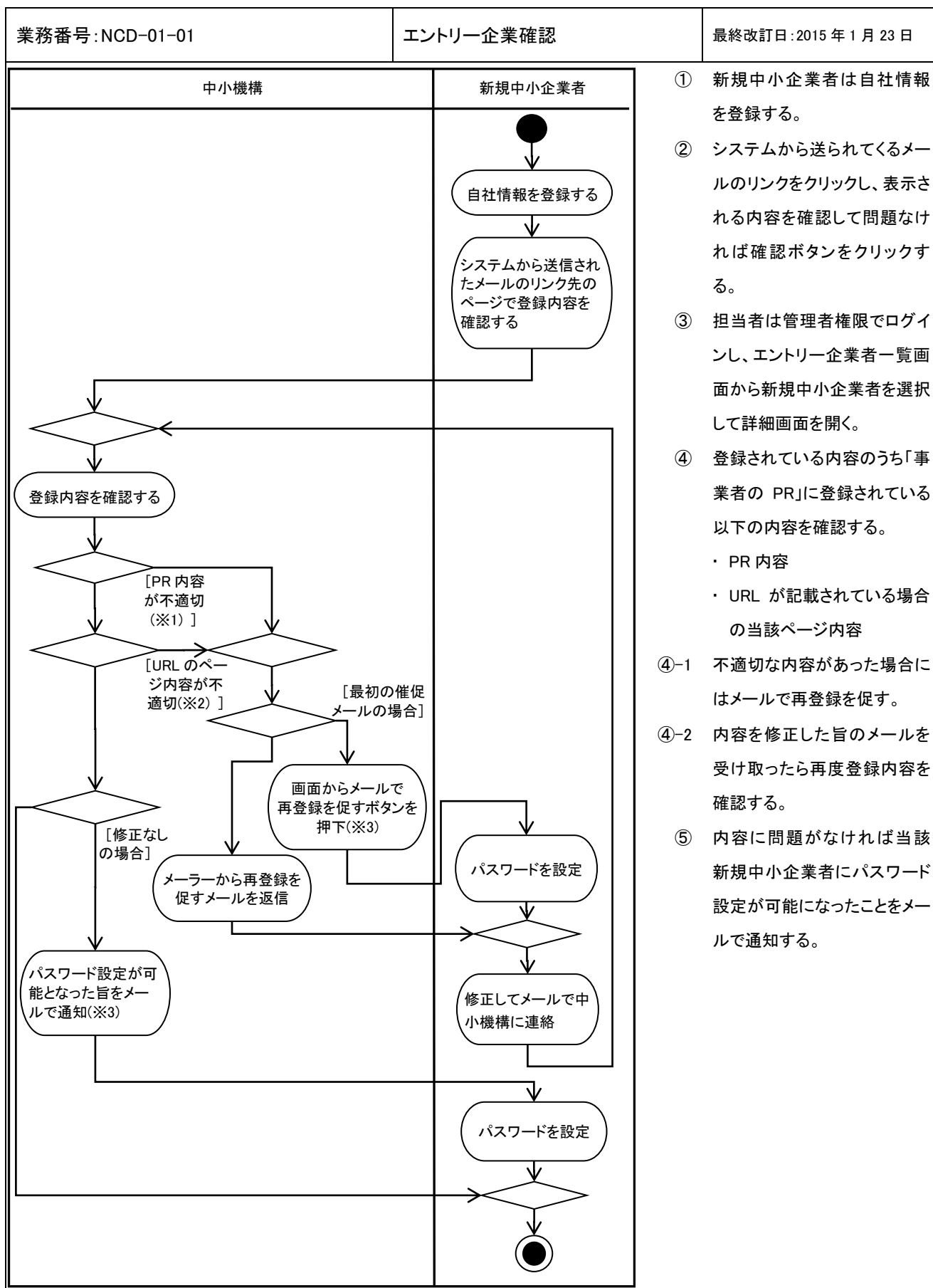
区分	業務番号	業務名	概要
情報審査	NCD-01-01	エントリー企業確認	新規中小企業者によって自社情報を登録された場合に、中小機構の担当者が登録

区分	業務番号	業務名	概要
			された情報の内容を確認し、問題なければ公開フラグを立てて新規中小企業者に通知する。
	NCD-01-02	通報対象情報確認	利用者から不適切な情報であるとして通報があった場合に、対象情報を確認し、不適切であると判断した場合に非公開とする。その上で、当該新規中小企業者に修正を促し、修正済みの連絡がありしだい、内容を再度確認して、問題点が修正されていた場合に公開に戻して通知する。

2.5.2. 各業務について

(1) エントリー企業確認

次頁に「エントリー企業」確認の業務フローを掲載する。



【備考】

※1 記載されている内容が以下の場合を不適切と見なす。

- A) 営業品目として登録された内容と関係がない内容。
- B) 他社を誹謗中傷する内容。
- C) 当該中小企業者とは関係ない内容。

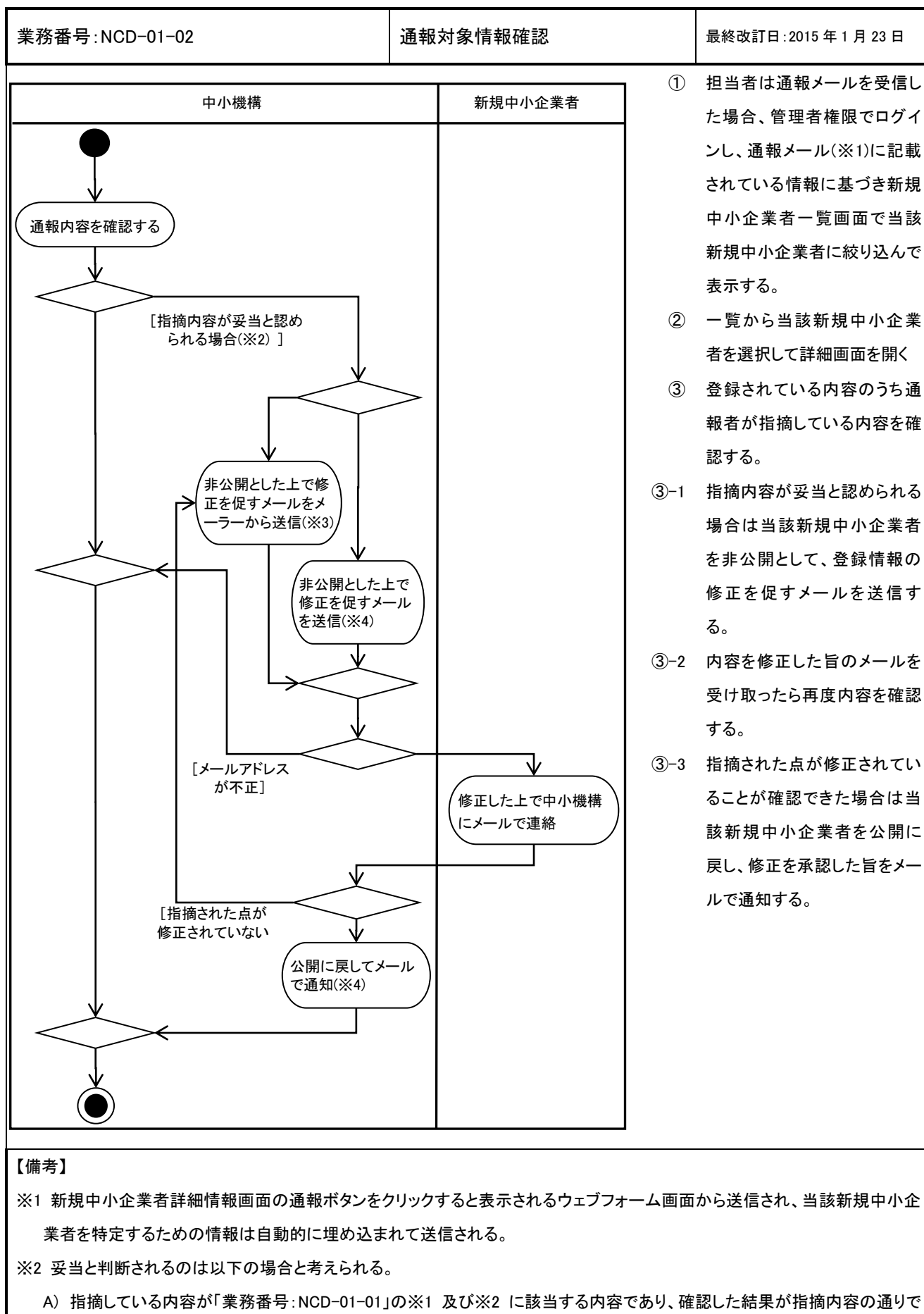
※2 URL のページ内容が※1 の内容の場合、及び、以下の場合を不適切と見なす。

- D) 個人情報の入力を促すなどの詐欺行為のためのサイト。

※3 システムから送信される。

(2) 通報対象情報確認

次頁に「通報対象情報確認」確認の業務フローを掲載する。



ある場合。

B) A)以外の内容の指摘で、確認した結果、指摘内容が妥当であることを確認できた場合。

例：他社の商標の侵害、受注実績の詐称 等

※3 最初の催促メールはシステムから送信されるが、差し戻しのメールは業務用端末のメーカーから送信する。

※4 システムから送信される。

2. 6. SBIR（中小企業技術革新制度）専用サイトとの連携

2. 6. 1. SBIR 専用サイトの概要

「中小企業技術革新制度」（以下「SBIR」という。）とは中小企業庁経営支援部技術・経営革新課が所管する制度で、概要は以下の通りである。

中小企業技術革新制度（SBIR 制度）は、中小企業者及び事業を営んでいない個人（以降「中小企業者等」という。）の皆様の新たな事業活動の促進を図るものです。国の研究開発事業について、中小企業者等の皆様に御参加いただく機会の増大を図るとともに、それによって得られた研究開発成果の事業化を支援します。

具体的には、研究開発のための補助金・委託費等の中から、中小企業者等の皆様が御活用でき、その研究開発成果を活用して事業を行えるものを選び、SBIR 特定補助金等として指定しています。毎年度、実効性ある支出機会の増加を図るため、指定した SBIR 特定補助金等における中小企業者等向け支出目標額を定めています。

また、SBIR 特定補助金等の交付を受けた中小企業者等の皆様が、SBIR 特定補助金等を受けて研究開発を行い、その成果を事業化する際に、様々な支援策を設けております。

SBIR 制度は、省庁横断的な制度であり、現在 SBIR 制度に参加している省庁は、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の 7 省に上ります。

出所：中小企業庁 HP「FAQ『SBIR（中小企業技術革新制度）について』」

上記の制度の活用を促進するため、中小機構が「SBIR 専用サイト（<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/>）」を開設している。このサイトでは、制度の活用事例や制度を活用して開発された商品を紹介すると共に、この制度の適用を受けた企業を検索する機能が公開されている。

上記の検索機能によって検索・閲覧可能な情報として、管理者ユーザーによって登録される補助金基本情報がある（表 2.6-1 参照）。

表 2.6-1 補助金基本情報

項目名	新規中小企業 DB の対応する項目
予算区分(採択年度)	
補助金名	
採択テーマ	

項目名	新規中小企業 DB の対応する項目
企業名	事業者名
業種	営業品目
都道府県	
都道府県コード	都道府県 ID
研究開発分野	
採択者の住所 ※	住所
採択者電話番号 ※	電話番号
採択者メールアドレス ※	メールアドレス
交付機関	
問い合わせ先	
入力状況	
備考	

平成 27 年 3 月 23 日時点で登録されている補助金基本情報は 34,641 件である。同じく SBIR 専用サイトの検索機能によって検索・閲覧可能な情報として、企業ユーザーにより登録される事業 PR 情報がある（表 2.6-2 参照）。

表 2.6-2 事業 PR 情報

項目名	新規中小企業 DB の対応する項目
企業名	事業者名
都道府県	
住所 ※	住所
電話番号 ※	電話番号
特定補助金の名称	
代表者名	
URL	URL
メールアドレス ※	メールアドレス
代表的な保有設備	
資本金	
設立年月日	設立記念日
従業員数	
代表的な保有特許	
代表的な取引先実績	受注実績・主要取引先
事業名	
事業概要	

事業計画(進捗状況)	
事業計画(具体的内容)	
事業関連資料	
事業 PR 画像	
事業 PR 画像キャプション	
その他自由記入欄	事業内容等
備考	

※ これらの項目は企業ユーザーが承認した場合のみ公開される。

表 2.6-1 の「業種」の内容を表 2.6-3 の左側の列に掲載する。内容的にこれと近い情報項目である新規中小企業 DB の「営業品目」の対応する項目を表 2.6-3 の右側の列に掲載する。

表 2.6-3 業種と営業品目

業種名	営業品目
製造業	
食料品	
繊維製品	物品の製造-衣服・その他繊維製品類(101)
パルプ・紙	物品の製造-紙・紙加工品類(109)
化学	
医薬品	物品の製造-医薬品・医療用品類(122)
石油・石炭製品	物品の製造-燃料類(113)
ゴム製品	物品の製造-ゴム・皮革・プラスチック製品類(102)
ガラス・土石製品	物品の製造-窯業・土石製品類(103)
鉄鋼	
非鉄製品	物品の製造-非鉄金属・金属製品類(104)
金属製品	物品の製造-非鉄金属・金属製品類(104)
機械	物品の製造-一般・産業用機器類(115)
電気機器	物品の製造-電気・通信用機器類(116)
輸送用機器	物品の製造-車両類(110) 物品の製造-その他輸送・搬送機械器具類(111)
精密機器	物品の製造-精密機器類(118)
その他製品	
水産・農林・鉱業	

建設業	
エネルギー供給業	
陸海空運業	役務の提供等・運送(310)
情報・通信業	役務の提供等・情報処理(304)
卸売業・小売業	
金融業	
不動産業	
サービス業	
個人	
その他	

表 2.6-2 の情報が登録されているのは平成 27 年 3 月 23 日時点で 1,733 件である。

2. 6. 2. SBIR 専用サイトとの連携方法

新規中小企業 DB の利便性を高めるために SBIR 専用サイトと連携する方法について検討する。

(1) SBIR 企業情報による登録申請情報の補完

新規中小企業 DB で企業情報を新規登録申請する際に何らかのキー項目を入力することによって SBIR 専用サイトから情報を取得し、新規登録申請の画面の入力項目を補完することにより、登録時の負荷軽減することが期待できる。使用するキーとしては汎用性が求められるため、「法人番号」が最も適していると考えられる。このため、連携に向けて以下の 2 つの条件を満たすことが前提となる。

- ① 事業 PR 情報及び補助金基本情報に法人番号を追加する。
- ② 法人番号をキーにして事業 PR 情報及び補助金基本情報を返す API を SBIR 専用サイトに実装する。

表 2.6-1 と表 2.6-2 の情報項目及び新規中小企業 DB の情報項目を比べてみると、3 者に共通な項目も存在する。このため、法人番号による検索 API を実装した場合は、「法人番号」により事業 PR 情報及び補助金基本情報を取得し、まず、事業 PR 情報の該当する項目で入力欄を補完した上で、空いている項目を補助金基本情報の該当する項目で補完することが考えられる。

(2) SBIR 専用サイトへのリンク

表 2.6-1 及び表 2.6-2 の SBIR 専用サイトに固有の情報には、SBIR 制度を利用した優れた研究開発事業に関する情報が含まれている。これらの情報は中小企業を発注先として選定

する際に有用な判断材料となりうる。そこで、これらの情報を新規中小企業 DB から閲覧可能とするため、検索結果画面に SBIR 専用サイトの事業 PR 情報及び補助金基本情報へのリンクを表示する機能の追加を検討する。

具体的には、検索結果の詳細情報を表示した場合に、事業 PR 欄の一番下に事業 PR 情報と補助金基本情報へのリンクをそれぞれ表示する。このため、以下の 2 つの条件を満たすことが前提となる。

- ① 事業 PR 情報及び補助金基本情報に法人番号を追加する。
- ② 複数の法人番号をキーにして、それぞれの法人番号（中小企業）に対する事業 PR 情報及び補助金基本情報の画面の URL 及び対象となっている事業名（又は採択テーマ）を返す API を SBIR 専用サイトに実装する。

新規中小企業 DB 側は利用者が入力した検索条件に基づいて企業を検索し、検索結果の企業の法人番号をパラメータとして上記の API を呼び出して URL 等を取得し、事業 PR 欄に SBIR 専用サイトへのリンクとして表示する。このリンクをクリックした際には、新規にブラウザを起動又はタブを生成して研究開発事業に関する情報を表示することとする。

2.7. 新規中小企業と調達機関とのマッチング機能

2.7.1. マッチングサイトの概要

昨今、インターネット上で仕事を依頼したい個人や企業と仕事を獲得したい個人事業主や企業等を結ぶマッチングサイトが数多く生まれている。マッチングサイトには特定の業種に限定しないタイプと業種を限定するタイプがある。業種を選ばないタイプのマッチングサイトを本報告書では総合ビジネスマッチングサイトと呼ぶ。例を表 2.7-1 に掲載する。

表 2.7-1 総合ビジネスマッチングサイトの例

サイト情報	取り扱っている業種	備考
【サイト名】: Lancers 【URL】: http://www.lancers.jp/	システム開発・運用 Web 製作・Web デザイン デザイン制作 ライティング・ネーミング タスク作業 翻訳・通訳サービス マルチメディア ビジネス・事務・専門・その他	

(表 2.7-1 の続き)

サイト情報	取り扱っている業種	備考
【サイト名】 : CrowdWorks 【URL】 : http://crowdworks.jp/	システム開発 ホームページ制作・Web デザイン EC サイト・ネットショップ構築 アプリ・スマートフォン開発 ハードウェア設計・開発 プロジェクト保守運用メンバー募集 デザイン ライティング ネーミング・アイデア 写真・動画・画像 3D・CG 制作 音楽・音響・BGM 翻訳・通訳サービス 音楽・音響・BGM	・発注社：7 万社 ・受注メンバー：47 万名 ・6 省、20 以上の自治体が活用
【サイト名】 : 楽天ビジネス 【URL】 : http://business.rakuten.co.jp/	Web・システム開発 IT・インフラ クリエイター 印刷・プレス 営業支援 オフィス・人材 国家資格業務関連 専門サービス	・案件登録数:年間 10,000 件 ・発注会員企業数：110,000 社

一方、業種を限定するタイプのマッチングサイトの例を表 2.7-2 に示す。

表 2.7-2 業種限定のマッチングサイト

サイト情報	取り扱っている業種	備考
【サイト名】 : ホームプロ 【URL】 : http://www.homepro.jp/	リフォーム	・リフォームサイトランキング、6 年連続利用者数 No.1 ・40 万人以上が利用 ・平成 26 年経済産業省受賞

(表 2.7-2 の続き)

サイト情報	取り扱っている業種	備考
【サイト名】 : ここからかいご 【URL】 : https://www.caremanagement.jp/index.php?action_csearch_top=true	介護	・77,783 人のケアマネージャ会員が登録
【サイト名】 : ヘルプけあ 【URL】 : http://helpcare.jp/	介護	愛知県でサービスを展開

調べた限りでは、マッチングサイトにおいて業種限定は小数派であり、総合ビジネスマッチングサイトのほうが数は多い。マッチングサイトにおいては概ね図 2.7-1 の流れでマッチングが行われる。

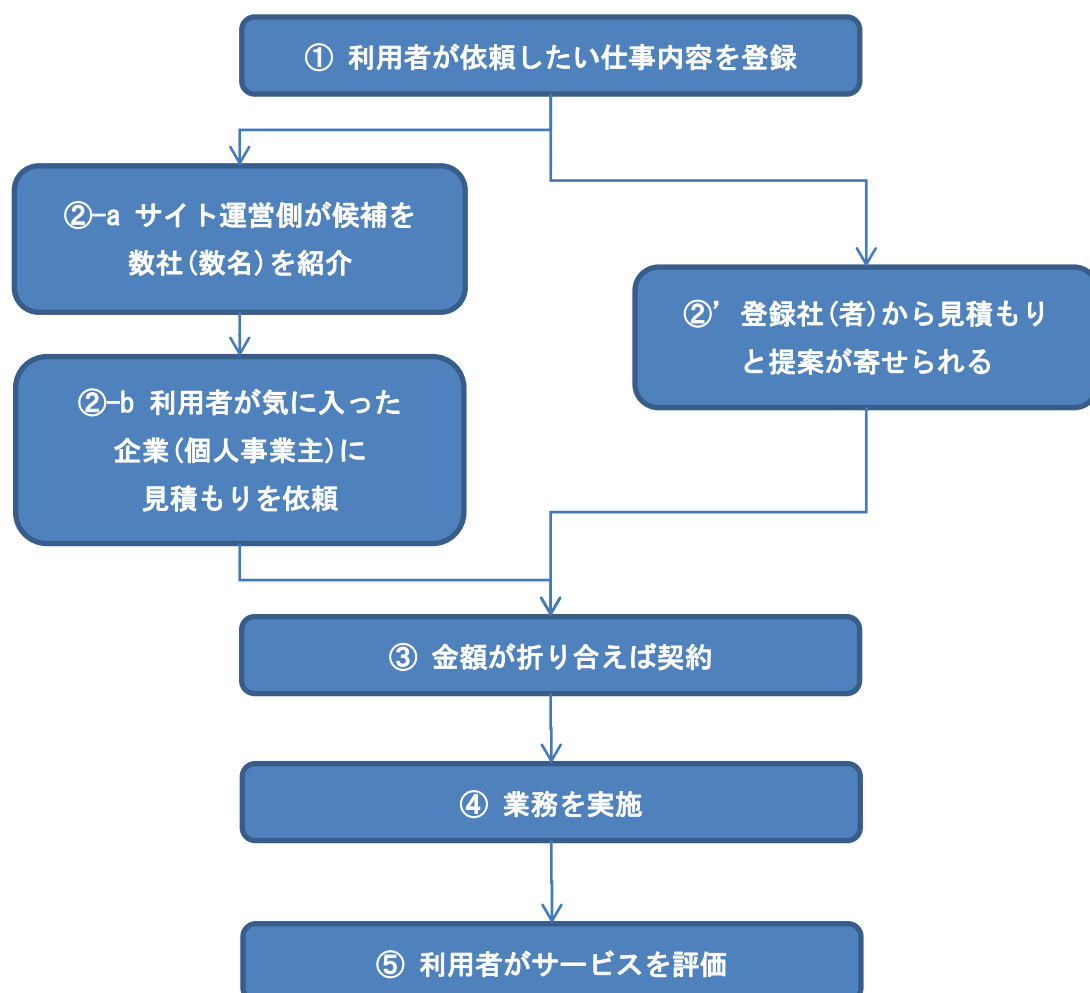


図 2.7-1 マッチングサイトにおける流れ

2.7.2. 新規中小企業 DB におけるマッチング実現に向けた課題

新規中小企業 DB では、「2.4 受注実績・評価情報の提供に関する調査」で説明した評価機能が、追加機能候補となっている。これは図 2.7-1 の⑤の機能に該当する。評価機能を追加する場合、調達機関用にもアカウントを作成してログインしてもらう必要がある。ログイン時に利用可能な機能として、評価機能をその一部とする上記のようなマッチング機能を付加することは、中小企業及び調達機関双方の利便性を大幅に高めると考える。しかし、民間のマッチングサイトを調査した結果、新規中小企業 DB にマッチング機能を追加する際には、以下の課題があると考ええる。

(ア) トラブルが起きた場合の責任の所在

現行の新規中小企業 DB の機能は、登録された企業情報を提供するにとどまっている。このため、利用規約の免責事項において、運営主体である中小企業庁（又は中小機構）はトラブルが起こった場合も一切責任を負わないというスタンスを取っている。しかし、マッチングを行った場合には情報提供から一歩踏み込んだサービスを提供することになり、その結果に一切責任を負わないというスタンスは通用しない場合もあるのではないかと考えられる。民間のマッチングサイトの利用規約では「・・・当社の責に負うべき事由がない場合は、当社は一切の責任を負わない。」という文面により条件つきで責任を放棄している。

(イ) 登録時の審査

民間のマッチングサイトでは、登録時に企業情報の信頼性向上とトラブル発生を避けることを目的として、書類による存在確認や電話確認を行っている。マッチング機能を追加する際に、現行想定している審査方法を見直す必要があると考えられる。

(ウ) 中小企業に対するサポート体制

現行の新規中小企業 DB は、トップページにも掲載しているとおり、企業情報を登録することにより検索結果に表示されるようになるが、見積もり依頼が来ることを保証するものではない。しかし、マッチング機能を追加した場合、依頼が来ない中小企業からは、問い合わせやクレームが来ることが予想される。これに応えるためには、企業情報の記載内容に対するアドバイスを行う、といったサポートが必要ではないかと考える。また、民間のマッチングサイトでは登録企業に対するセミナーを開催している場合もある。ただ、そういったことを公的なサービスで実現することは可能かどうか検討が必要である。

マッチング機能を追加する際には、これらの課題について検討し、解決する必要がある。

2.8. 新規中小企業DBの評価及び課題整理

2.8.1. サイトの概要

サイトを公開するにあたり、システム名とは別にサイトの名称を検討した。所管課からは以下のコンセプトでサイト名を検討するようにとの指示をいただいた。

“創業間もない中小企業・総合応援サイト
～国や自治体は、創業間もない中小企業からの調達を推進しています～”

様々な案を提案したが、「ココカラ」というフレーズが上記のコンセプトに合っているとの評価をいただいた。ただし、上記のカタカナのフレーズは、すでに商標及びサイト名として使われているため、以下のサイト名とすることとなった。

ここから調達 ～設立10年未満の中小企業の公共調達を支援します～

また、サイト名と同時にドメイン名も検討する必要があったが、10年未満の中小企業を対象とすることから、以下の通りとなった。

u10sme.go.jp (Under 10years Small and Medium-sized Enterprises)

上記のコンセプトで作成したサイトのトップページを次ページの図 2.8-1 「ここから調達」のトップページに掲載する。

社内動作検証、セキュリティ診断及び中小企業庁による動作検証を経て平成27年3月16日の週に公開する予定としていた。



図 2.8-1 「ここから調達」のトップページ

2.8.2. アンケート案

新規中小企業 DB の本番運用開始後にユーザーからアンケートを取得することを予定していた。新規中小企業 DB のユーザーは表 2.8-1 に示す種類からなる。

表 2.8-1 新規中小企業 DB のユーザー

ユーザー種類名	説明
新規中小企業者	一般公開サイトにて自社の企業情報を登録申請し、登録を承認されたユーザー。
データ管理者	管理用サイトにて、データの管理機能を利用できるユーザーで、主に新規中小企業者からの登録情報の審査や通報の確認などを行う。
システム管理者	管理用サイトにて、全ての機能を利用できるユーザー。
サイト利用者	一般公開サイトを利用するユーザーで、新規中小企業者を検索し、企業情報を閲覧する。
API 利用者	WebAPI を利用するユーザー。

このうち、「新規中小企業者」、「データ管理者」、「システム管理者」、「サイト利用者」に対してアンケートを行い、新規中小企業 DB に対する評価と今後の課題を明らかにする予定であった。別紙 1～別紙 4 にユーザー種類毎のアンケート案を掲載する。

しかし、運用開始前に新規中小企業者が登録する企業情報の公開範囲を新規中小企業者自身が選択する機能を追加することとなった。一旦確定した仕様では、図 2.8-2 に示す「事業者の PR」及び「担当者情報」の入力項目は利用者サイトで全て表示することとなっていた。しかし、これらの項目ひとつひとつについて新規中小企業者が公開／非公開を選択できるようにすることとなった。

事業者のPR	
所属団体	
資格	
受注実績・主要取引先	
事業内容・商品PR*	
担当者情報	
メールアドレス（ユーザーID）*	※ログインする際のIDとして使用されます。
部署	
電話番号	
FAX番号	

図 2.8-2 「事業者の PR」及び「担当者情報」の入力項目

上記の公開／非公開を切り替える機能の追加を平成 27 年度早々に実施することとなり、機能追加後に本番運用を開始することとなったため、平成 26 年度事業におけるアンケート実施は中止となった。

2.9. その他の改修要望

「2.1 関連する既存システムとの連携可能性に関する調査」から「2.7 新規中小企業と調達機関とのマッチング機能」において、新規中小企業 DB の将来像として、追加すべき機能について検討した。本来であれば、「2.8 新規中小企業 DB の評価及び課題整理」において、実際に利用いただいたユーザーから出る意見も反映して、今後の機能拡充について検討すべきであったが、本番運用が延期されたためできなかった。しかし、仕様調整会議及び進捗会議において、運用マニュアル、画面遷移図及び画面レイアウトを基に中小機構の担当者も交えて、実際に運用する立場から意見をいただくことができた。その中でいただいた要望を次頁の表 2.9-1 に掲載する。

表 2.9-1 その他の改修要望

項 番	件名	目的・機能概要
1	新規中小企業者のエントリー確認機能の改修	エントリー企業確認機能においては、申請情報が差し戻された場合、修正後に新規中小企業者がメーラーから中小機構へ修正済みであることを通知する必要があった。しかし、メールの送信忘れにより修正に管理者（中小機構）側が気付かないという事態が発生する可能性がある。また、データが承認済みであるため、エントリー企業一覧に表示されず、確認すべき中小企業を見つけづらいという問題もある。 上記の問題を解決するため、非掲載の新規中小企業情報が登録情報を変更した場合に確認依頼メールを自動送信する機能を追加する。また、エントリー企業一覧画面への表示を切り替える「承認状況」に「非掲載」を追加し、「非掲載」の新規中小企業を表示可能とする。「非掲載」の新規中小企業者の場合は、エントリー企業確認画面から再度修正依頼のメールを送信できるように改修する。
2	通報時の修正依頼に関する機能改修	通報に基づいて新規中小企業者に修正を依頼する場合に、担当者への連絡画面を使用する。また、通報による場合には併せて当該新規中小企業を非掲載とする必要がある。しかし、修正依頼の送信は担当者への連絡画面から、非掲載とするのは企業情報変更画面から行う、というように別々の画面から行うようになっており、煩わしいだけでなく非掲載とするのを忘れるといったミスが発生する原因ともなる。 このため、利用者から通報があった場合に、通報情報を登録し、企業一覧に通報数を表示する。さらに、企業情報画面から通報内容の一覧を表示し、当該新規中小企業の担当者へ修正依頼のメールを送信できるようにする。修正依頼のメール送信時には当該新規中小企業を「非掲載」／「猶予期間（1ヶ月程度）後に非掲載」／「掲載継続」の何れかから選択できるようにする。新規中小企業から修正完了の通知が来た後に、企業情報変更画面で内容を確認のうえ、「非掲載」から「掲載」とした場合には、通報数を0クリアし、同時に通報情報を済として以後一覧に表示されないようにしたうえで、掲載とした旨を通知するメールを送信する。

項番	件名	目的・機能概要
3	新規中小企業者のリバイス機能の追加	新規中小企業は10年間存在し続けるとは限らないため、定期的な見直しが必要である。そこで、毎日起動する夜間バッチにより登録後1年を経過した新規中小企業者へ登録内容を見直したうえで再申請するように促すメールを新規中小企業者に自動送信する（※）機能を追加する。メール送信後に一定期間（1ヶ月程度を想定）が経過した場合は自動的に非掲載とする。新規中小企業が修正後に中小機構の担当者が内容を確認し「掲載」とする処理は、企業情報変更画面から行う。
4	メールアドレスを変更可とする機能改修	当初の中小機構用の企業情報変更画面には担当者のメールアドレスを変更する機能がなかったが、新規中小企業の担当者が変更となった場合などに対応するため、担当者のメールアドレスを変更する機能を追加する。 セキュリティを考慮して、変更前メールアドレスに確認用リンクを含むメールを送信して確認した上で変更する。
5	検索速度改善	事前に行った検証結果によれば、登録企業数が2万件以上となった場合、キーワード検索によるレスポンスの低下が予想される。このため、企業情報の登録又は変更時に、キーワード検索の対象となる項目の文字列をトークンに分解して専用テーブルに格納し、検索処理に利用することにより検索速度の向上を図る。
6	検索条件分析機能	検索条件として何がどの程度の頻度で設定されたかを分析するため、システム管理者用メニューに検索条件の分析ダウンロードする機能を追加する。 日付範囲を指定し、以下の項目を指定された回数を集計してCSVファイルに出力しダウンロード可能とする。 ・キーワード ・営業エリア ・営業品目 ・オプション（グリーン購入法など）
7	お知らせデータ入力画面	トップページ等に表示される「お知らせ」は、保守事業者が直接修正する仕様となっている。このため、「お知らせ」を随時書き換えることが可能となるように、システム管理者用のメニューにサイト編集画面（お知らせ）を追加し、「お知らせ」の内容を編集できるようにする。

3. まとめ

本事業においては、改正官公需法に基づき平成 27 年度から中小機構で実施される予定の業務を実施するのに必要最低限の機能を実装した。中小機構にとって過剰な負荷とならないように業務を設計し、簡易な操作により使用可能なシステムとすることが求められた。また、新規中小企業者にとっては情報を登録することが利益になり、その一方で登録される情報が信頼性の高い情報であることを保証する仕組みが求められた。本事業には、それら相反するものも含む様々な要望を短期間でひとつに纏め上げるという難しさがあった。

本調査報告書においては、今後拡充すべき機能について検討を行った。主要な検討内容は、新規中小企業者による企業情報登録の動機付けとなる機能の追加についてであったが、仕様調整会議等においては、運用を見据えた細かな改善要望や意見を数多くいただいた。しかし、工期等の理由から、その全てを実現できた訳ではない。また、本番運用に基づくアンケートの実施が中止となったため、ユーザーにとって本当に必要な改善点や機能は何か、という点について意見を聴き、今年度構築したシステムや今後の機能拡充の検討内容に反映させることができなかった。そうしたことから、本システムは未だ発展途上にあると言える。

今後の直近の課題は、改正官公需法の施行後の業務及びシステムの安定運用を実現することであるが、それを実現する上で出てくるユーザーの意見を取り入れながら、費用に対する効果を見極めたうえで、今後の機能拡充の内容を決定することが必要と考える。

「ここから調達」に関する調査

「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）」の一部を改正する法律案（以下「改正官公需法」という）が、現在開催中の通常国会に再提出される予定です。この「改正官公需法」では、創業 10 年未満の中小企業者（以下「新規中小企業者」という）による官公需の受注機会の拡大を図ることを目的としており、その中で、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が各省各庁等の依頼に応じて、新規中小企業者に関する情報提供等の協力業務を平成 27 年度から開始することとなっています。（以下、「情報提供業務」は上記の「情報提供等の協力業務」のことを指す。）

「ここから調達」は、情報提供業務を円滑に進めるための手段として検討し構築されました。本システムでは、公共調達に関心がある新規企業者が自ら情報を登録し、登録された情報を任意の条件で、省庁・地方自治体・民間等を含め広く検索・閲覧可能とすることを目的としています。

このアンケート調査は、「ここから調達」に実際に情報を登録していただく新規中小企業者様の方々を対象に、システムの使い勝手などについてお伺いするものです。寄せられたご意見などは、今後「ここから調達」を、よりよいものにしていくために活用いたします。

なお、本調査は（株）三菱総合研究所に委託して行っています。誠に恐縮ですが、是非ともご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

【ご記入にあたって】

- ・本アンケートの設問は 9 問です。
- ・選択式の設問の場合は該当する選択肢の番号の前に○を付けてください。自由記述の場合は、枠内にご記入ください。
- ・アンケートにはご回答者のお名前を記入いただく必要はありません。また、個人が特定されるような公表はいたしません。
- ・登録・更新作業を担当される方がご回答ください。記入が終わりましたら、直接、下記の三菱総研担当者まで、メールでお送りください（各府省庁の窓口担当者の方に取りまとめていただく必要はありません）。

【ご回答の送り先・お問合せ先】

- ・お忙しいところ恐縮ですが、2015 年 3 月 XX 日 (X) までに、以下までご返送ください。

〒100-8141 東京都千代田区永田町二丁目 10 番 3 号

株式会社 三菱総合研究所

社会 ICT ソリューション本部（担当：〇〇）

返信用メールアドレス：xxxxxxxx-ml@mri.co.jp

【アンケートにご回答いただく前に】

アンケートにご回答いただく前に、下記の「ここから調達」にアクセスし、「新規中小企業検索」から関心のある企業者情報をいくつか検索してみてください。その上で、以後の設問にお答えください。

「ここから調達」

(<https://xxxxx.u10sme.go.jp/sme/Login/>)

問1 「ここから調達」ではどういった事ができるのかすぐにわかりましたか。

1. すぐにわかった。今後も利用したい。
2. すぐにわかったが、利用する事はないと思う。
3. 何のためのサイトなのかよくわからなかった。

問2 企業情報の新規登録申請から登録完了までの作業は、迷わずに操作できましたか。

1. 特に迷う点はなくスムーズに登録することができた。
2. どこから新規登録すればよいのかよくわからなかった。
3. 登録完了できたが、手順や操作がわかりにくかった。
4. 手順や操作がわかりにくくて、登録完了できなかった。
5. 登録情報として、どういった内容を入力したらよいのかよくわからなかった。

問3 登録申請の中で、登録申請の確認やパスワード登録通知等のメールが届いたかと思いますが、メールの内容はすぐに理解できましたか。

1. すぐに理解できた
2. よくわからなかった
3. その他（ ）

問4 企業情報の新規登録申請について、入力項目・手順・操作方法など改善して欲しい点がありますか。ご意見、ご要望等をお聞かせください。(400字まで)

[]

問5 パスワードを忘れた際には再発行申請することができますが、この機能がある事がすぐにわかりましたか。

1. 機能がある事に気づかなかった。
2. 「再発行申請」できることはすぐにわかったが、利用はしていない
3. 「再発行申請」できることはすぐにわかった。利用してみたが手順や操作に迷う事はなかった。
4. 「再発行申請」できることはすぐにわかったが、手順や操作がよくわからなかった。

問6 パスワード再発行申請を利用された方にお聞きします。再発行申請について、手順や操作方法など改善して欲しい点がありますか。ご意見、ご要望等をお聞かせください。(400字まで)

[]

問7 一度登録した情報について、ログインしてから情報の修正や確認、公開の停止や削除をすることができますが、利用されたでしょうか。(当てはまるものすべて)

1. まったく利用していない。(登録完了後は何もしていない)
2. 登録情報の変更を利用した。手順や操作に迷う事はなかった。
3. 登録情報の変更を利用したが、手順や操作がよくわからなかった。
4. パスワード変更を利用した。手順や操作に迷う事はなかった。
5. パスワード変更を利用したが、手順や操作がよくわからなかった。
6. 登録情報の削除を利用した。手順や操作に迷う事はなかった。
7. 登録情報の削除を利用したが、手順や操作がよくわからなかった。

問8 ログイン後の機能について、手順や操作方法など改善して欲しい点がありますか。ご意見ご要望等をお聞かせください。(400字まで)

問9 その他 何かご意見、ご要望等ありましたらお聞かせください。(400字まで)

設問は以上です。

下記の返送先までメールでお送りください。

【回答の返送先】

返信用メールアドレス:xxxxxxx-ml@mri.co.jp
株式会社 三菱総合研究所(〇〇宛)

ご協力、ありがとうございました。

「ここから調達」に関する調査

「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）」の一部を改正する法律案（以下「改正官公需法」という）が、現在開催中の通常国会に再提出される予定です。この「改正官公需法」では、創業 10 年未満の中小企業者（以下「新規中小企業者」という）による官公需の受注機会の拡大を図ることを目的としており、その中で、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が各省各庁等の依頼に応じて、新規中小企業者に関する情報提供等の協力業務を平成 27 年度から開始することとなっています。（以下、「情報提供業務」は上記の「情報提供等の協力業務」のことを指す。）

「ここから調達」は、情報提供業務を円滑に進めるための手段として検討し構築されました。本システムでは、公共調達に関心がある新規企業者が自ら情報を登録し、登録された情報を任意の条件で、省庁・地方自治体・民間等を含め広く検索・閲覧可能とすることを目的としています。

このアンケート調査は、「ここから調達」を管理・運営していく事になる中小企業庁及び中小機構の方々を対象に、システムの使い勝手などについて伺いするものです。寄せられたご意見などは、今後「ここから調達」を、よりよいものにしていくために活用いたします。

なお、本調査は（株）三菱総合研究所に委託して行っています。誠に恐縮ですが、是非ともご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

【ご記入にあたって】

- ・本アンケートの設問は 10 問です。
- ・選択式の設問の場合は該当する選択肢の番号の前に○を付けてください。自由記述の場合は、枠内にご記入ください。
- ・アンケートにはご回答者のお名前を記入いただく必要はありません。また、個人が特定されるような公表はいたしません。
- ・登録・更新作業を担当される方がご回答ください。記入が終わりましたら、直接、下記の三菱総研担当者まで、メールでお送りください（各府省庁の窓口担当者の方に取りまとめていただく必要はありません）。

【ご回答の送り先・お問合せ先】

- ・お忙しいところ恐縮ですが、2015 年 3 月 XX 日 (X) までに、以下までご返送ください。

〒100-8141 東京都千代田区永田町二丁目 10 番 3 号

株式会社 三菱総合研究所

社会 ICT ソリューション本部(担当:〇〇)

返信用メールアドレス: xxxxxxxx-ml@mri.co.jp

【アンケートにご回答いただく前に】

アンケートにご回答いただく前に、下記の「ここから調達(管理者ページ)」にアクセスし、管理者機能を実行してみてください。その上で、以後の設問にお答えください。

「ここから調達 (管理者ページ)」

(<https://xxxxx.u10sme.go.jp/>)

問1 承認作業において「新規登録情報の承認」からの承認作業は問題なく操作できましたか。

1. 特に迷う点はなくスムーズに承認まで作業できた。
2. メールは受信したが、操作や手順がわかり難かった。
3. 登録申請～承認業務には関わっていない。

問2 承認作業において、却下や修正依頼を行いましたか。問題なく操作できましたか。

1. 修正依頼を行った。手順や操作に迷う事はなかった。
2. 修正依頼を行ったが、手順や操作がよくわからなかった。
3. 却下を行った。手順や操作に迷う事はなかった。
4. 却下を行ったが、手順や操作がよくわからなかった。
5. 却下や修正依頼を行っていない

問3 登録申請の、承認・修正依頼・却下に関する機能について、手順や操作方法など改善して欲しい点がありますか。ご意見、ご要望をお聞かせください。(400字まで)

問4 管理者は、企業情報について直接変更することができますが、操作について問題なく操作できましたか。

1. 特に問題なく変更作業することができた。
2. 変更作業について手順や操作方法がよくわからなかった。

問5 企業情報一覧から、企業担当者に対して連絡をすることができますが、この機能があることにすぐ気が付きましたか。

1. 機能がある事に気づかなかった。
2. 連絡できることはすぐにわかったが、利用していない。
3. 連絡できることはすぐにわかった。利用してみたが手順や操作に迷う事はなかった。
4. 連絡できることはすぐにわかったが、手順や操作がよくわからなかった。

問6 企業情報一覧から、企業情報を“削除”することができますが、この機能があることにすぐ気が付きましたか。

1. 機能がある事に気づかなかった。
2. 削除できることはすぐにわかったが、利用していない。
3. 削除できることはすぐにわかった。利用してみたが手順や操作に迷う事はなかった。
4. 削除できることはすぐにわかったが、手順や操作がよくわからなかった。

問7 自分のパスワード変更等の作業が行えましたか。

1. 特に問題なくパスワードを変更することができた。
2. 手順や操作方法がよくわからなく、パスワードを変更できなかった。
3. その他()

問8 パスワードを忘れた際には再発行申請することができますが、この機能がある事にすぐ気がつきましたか。

1. 機能がある事に気づけなかった。
2. 「再発行申請」できることはすぐにわかったが、利用はしていない
3. 「再発行申請」できることはすぐにわかった。利用してみたが手順や操作に迷う事はなかった。
4. 「再発行申請」できることはすぐにわかったが、手順や操作がよくわからなかった。

問9 パスワード再発行申請を利用された方にお聞きします。再発行申請について、手順や操作方法など改善して欲しい点がありますか。ご意見、ご要望等をお聞かせください。(400字まで)

問10 その他 何かご意見、ご要望等ありましたらお聞かせください。(400字まで)

設問は以上です。

下記の返送先までメールでお送りください。

【回答の返送先】

返信用メールアドレス:xxxxxxxx-ml@mri.co.jp
株式会社 三菱総合研究所(〇〇宛)

ご協力、ありがとうございました。

「ここから調達」に関する調査

「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）」の一部を改正する法律案（以下「改正官公需法」という）が、現在開催中の通常国会に再提出される予定です。この「改正官公需法」では、創業 10 年未満の中小企業者（以下「新規中小企業者」という）による官公需の受注機会の拡大を図ることを目的としており、その中で、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が各省各庁等の依頼に応じて、新規中小企業者に関する情報提供等の協力業務を平成 27 年度から開始することとなっています。（以下、「情報提供業務」は上記の「情報提供等の協力業務」のことを指す。）

「ここから調達」は、情報提供業務を円滑に進めるための手段として検討し構築されました。本システムでは、公共調達に関心がある新規企業者が自ら情報を登録し、登録された情報を任意の条件で、省庁・地方自治体・民間等を含め広く検索・閲覧可能とすることを目的としています。

このアンケート調査は、「ここから調達」を管理・運営していく事になる中小企業庁及び中小機構の方々を対象に、システムの使い勝手などについてお伺いするものです。寄せられたご意見などは、今後「ここから調達」を、よりよいものにしていくために活用いたします。

なお、本調査は（株）三菱総合研究所に委託して行っています。誠に恐縮ですが、是非ともご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

【ご記入にあたって】

- ・本アンケートの設問は 12 問です。
- ・選択式の設問の場合は該当する選択肢の番号の前に○を付けてください。自由記述の場合は、枠内にご記入ください。
- ・アンケートにはご回答者のお名前を記入いただく必要はありません。また、個人が特定されるような公表はいたしません。
- ・登録・更新作業を担当される方がご回答ください。記入が終わりましたら、直接、下記の三菱総研担当者まで、メールでお送りください（各府省庁の窓口担当者の方に取りまとめていただく必要はありません）。

【ご回答の送り先・お問合せ先】

- ・お忙しいところ恐縮ですが、2015 年 3 月 XX 日 (X) までに、以下までご返送ください。

〒100-8141 東京都千代田区永田町二丁目 10 番 3 号

株式会社 三菱総合研究所

社会 ICT ソリューション本部(担当:〇〇)

返信用メールアドレス: xxxxxxxx-ml@mri.co.jp

【アンケートにご回答いただく前に】

アンケートにご回答いただく前に、下記の「ここから調達(管理者ページ)」にアクセスし、管理者機能を実行してみてください。その上で、以後の設問にお答えください。

「ここから調達 (管理者ページ)」

(<https://xxxxx.u10sme.go.jp/>)

問1 承認作業において「新規登録情報の承認」からの承認作業は問題なく操作できましたか。

1. 特に迷う点はなくスムーズに承認まで作業できた。
2. メールは受信したが、操作や手順がわかり難かった。
3. 登録申請～承認業務には関わっていない。

問2 承認作業において、却下や修正依頼を行いましたか。問題なく操作できましたか。

1. 修正依頼を行った。手順や操作に迷う事はなかった。
2. 修正依頼を行ったが、手順や操作がよくわからなかった。
3. 却下を行った。手順や操作に迷う事はなかった。
4. 却下を行ったが、手順や操作がよくわからなかった。
5. 却下や修正依頼を行っていない

問3 登録申請の、承認・修正依頼・却下に関する機能について、手順や操作方法など改善して欲しい点がありますか。ご意見、ご要望をお聞かせください。(400字まで)

問4 管理者は、企業情報について直接変更することができますが、操作について問題なく操作できましたか。

1. 特に問題なく変更作業することができた。
2. 変更作業について手順や操作方法がよくわからなかった。

問5 企業情報一覧から、企業担当者に対して連絡をすることができますが、この機能があることにすぐ気が付きましたか。

1. 機能がある事に気づかなかった。
2. 連絡できることはすぐにわかったが、利用していない。
3. 連絡できることはすぐにわかった。利用してみたが手順や操作に迷う事はなかった。
4. 連絡できることはすぐにわかったが、手順や操作がよくわからなかった。

問6 企業情報一覧から、企業情報を“削除”することができますが、この機能があることにすぐ気が付きましたか。

1. 機能がある事に気づかなかった。
2. 削除できることはすぐにわかったが、利用していない。
3. 削除できることはすぐにわかった。利用してみたが手順や操作に迷う事はなかった。
4. 削除できることはすぐにわかったが、手順や操作がよくわからなかった。

問7 自分のパスワード変更等の作業が行えましたか。

1. 特に問題なくパスワードを変更することができた。
2. 手順や操作方法がよくわからなく、パスワードを変更できなかった。
3. その他()

問8 パスワードを忘れた際には再発行申請することができますが、この機能がある事にすぐ気がつきましたか。

1. 機能がある事に気づけなかった。
2. 「再発行申請」できることはすぐにわかったが、利用はしていない
3. 「再発行申請」できることはすぐにわかった。利用してみたが手順や操作に迷う事はなかった。
4. 「再発行申請」できることはすぐにわかったが、手順や操作がよくわからなかった。

問9 パスワード再発行申請を利用された方にお聞きします。再発行申請について、手順や操作方法など改善して欲しい点がありますか。ご意見、ご要望等をお聞かせください。(400字まで)

問10 他の管理者ユーザの追加作業について、問題なく操作できましたか。また、パスワード設定画面の通知メールを受信した人も問題なく登録できているようでしたか。

1. 特に迷うことなく追加作業することができた。通知メールを受信した人も迷うことなく登録を継続することができた。
2. 特に迷うことなく追加作業することができたが、通知メールを受信した人はその後の手順や操作方法がよくわからなかったようだ。
3. 追加作業について、手順や操作方法がよくわからなかった。

問11 操作履歴の一覧を見ることができますが、利用してみましたか。問題なく操作できましたか。

1. 特に迷うことなく操作することができた。
2. 操作方法や見方がよくわからなかった。

問12 その他 何かご意見、ご要望等ありましたらお聞かせください。(400字まで)

設問は以上です。

下記の返送先までメールでお送りください。

【回答の返送先】

返信用メールアドレス:xxxxxxxx-ml@mri.co.jp
株式会社 三菱総合研究所(〇〇宛)

ご協力、ありがとうございました。

「ここから調達」に関する調査

「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）」の一部を改正する法律案（以下「改正官公需法」という）が、現在開催中の通常国会に再提出される予定です。この「改正官公需法」では、創業 10 年未満の中小企業者（以下「新規中小企業者」という）による官公需の受注機会の拡大を図ることを目的としており、その中で、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が各省各庁等の依頼に応じて、新規中小企業者に関する情報提供等の協力業務を平成 27 年度から開始することとなっています。（以下、「情報提供業務」は上記の「情報提供等の協力業務」のことを指す。）

「ここから調達」は、情報提供業務を円滑に進めるための手段として検討し構築されました。本システムでは、公共調達に関心がある新規企業者が自ら情報を登録し、登録された情報を任意の条件で、省庁・地方自治体・民間等を含め広く検索・閲覧可能とすることを目的としています。

このアンケート調査は、「ここから調達」を利用して新規中小企業者について実際に検索作業をされる府省庁の方々を対象に、システムの使い勝手などについてお伺いするものです。寄せられたご意見などは、今後「ここから調達」を、よりよいものにしていくために活用いたします。

なお、本調査は（株）三菱総合研究所に委託して行っています。誠に恐縮ですが、是非ともご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

【ご記入にあたって】

- ・本アンケートの設問は 12 問です。
- ・選択式の設問の場合は該当する選択肢の番号の前に○を付けてください。自由記述の場合は、枠内にご記入ください。
- ・アンケートにはご回答者のお名前を記入いただく必要はありません。また、個人が特定されるような公表はいたしません。
- ・登録・更新作業を担当される方がご回答ください。記入が終わりましたら、直接、下記の三菱総研担当者まで、メールでお送りください（各府省庁の窓口担当者の方に取りまとめていただく必要はありません）。

【ご回答の送り先・お問合せ先】

- ・お忙しいところ恐縮ですが、2015 年 3 月 XX 日(X)までに、以下までご返送ください。

〒100-8141 東京都千代田区永田町二丁目 10 番 3 号

株式会社 三菱総合研究所

社会 ICT ソリューション本部(担当:〇〇)

返信用メールアドレス:xxxxxxxx-ml@mri.co.jp

【アンケートにご回答いただく前に】

アンケートにご回答いただく前に、下記の「ここから調達」サイトにアクセスし、「新規中小企業検索」から関心のある企業者情報をいくつか検索してみてください。その上で、以後の設問にお答えください。

新規中小企業 DB「ここから調達」

<https://xxxxx.u10sme.go.jp/>

問1 「ここから調達」ではこういった事ができるのかすぐにわかりましたか。

1. すぐにわかった。今後も利用したい。
2. すぐにわかったが、利用する事はないと思う。
3. 何のためのサイトなのかよくわからなかった。

問2 「ここから調達」で企業情報を検索するためにこういった条件で企業情報を検索しましたか。(当てはまるものすべて)

1. キーワードによる検索
2. 設立年月による検索
3. 営業エリアによる検索
4. 営業品目による検索
5. その他の選択項目による検索
6. 検索条件は指定しなかった

問3 目的とする企業情報はすぐに見つかりましたか。(当てはまるものひとつ)

1. すぐに見つかった
2. 見つけるのに時間がかかった
3. 見つからなかった
4. その他 ()

問4 「ここから調達」は使いやすかったですか。(当てはまるものひとつ)

1. 使いやすかった
2. やや使いづらかった
3. 使い方がよくわからなかった

問5 紹介されている企業情報に不適切な内容があった場合、「管理者へ報告」をする事ができますが、この機能がある事に気づきましたか。

1. 機能がある事に気づかなかった。
2. 「管理者へ報告」できることはすぐにわかったが、利用しなかった。
3. 「管理者へ報告」できることはすぐにわかった。利用してみたが操作に迷う事はなかった。
4. 「管理者へ報告」できることはすぐにわかったが、利用方法がよくわからなかった。

問6 「ここから調達」で改善して欲しいと思った点がありますか。(当てはまるものすべて)

1. 検索のスピードをもっと速くしてほしい
2. 条件検索の「営業エリア」や「営業品目」をもう少し詳細まで指定できるようにしてほしい
3. 条件検索の「営業エリア」や「営業品目」をもう少し抽象化して(幅を広げて)ほしい
4. 企業所在地からも検索できるようにしてほしい
5. 最新の情報をお知らせする仕組みを付けて欲しい
6. その他 ()
7. 当てはまるものはない

問7 「登記情報提供サービス(<http://www1.touki.or.jp/service/>)」を利用したことがありますか。

1. 利用した事はない
2. 利用した事がある。
→ 新規中小企業情報の調査を目的とした場合に、本サイトと比べて使い勝手はどうですか。
 - ① 「ここから調達」よりも使い勝手が良かった
 - ② 「ここから調達」の方が使い勝手が良かった
 - ③ 「ここから調達」よりも入手できる情報が有効だった
 - ④ 「ここから調達」で入手できる情報の方が有効だった
 - ⑤ 当てはまるものはない

問8 「統一資格審査申請・調達情報検索サイト

(<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>)」を利用したことがありますか。

1. 利用した事はない
2. 利用した事がある。
→ 新規中小企業情報の調査を目的とした場合に、本サイトと比べて使い勝手はどうですか。
 - ① 「ここから調達」よりも使い勝手が良かった
 - ② 「ここから調達」の方が使い勝手が良かった
 - ③ 「ここから調達」よりも入手できる情報が有効だった
 - ④ 「ここから調達」で入手できる情報の方が有効だった
 - ⑤ 当てはまるものはない

問9 「ここから調達」では、API(Application Programming Interface)が提供されており、掲載されている情報を外部サービスで利用することができますが、このような仕組みは必要だと思いますか。

1. とてもあった方がよい
2. まあまああった方がよい
3. あまりなくてもよい
4. まったくなくてもよい

問10 「よく寄せられる質問」について紹介したページがありますが、利用しましたか。

1. 利用しなかった
2. 利用した。説明内容で十分理解できた。
3. 利用した。説明内容ではよくわからなかった。

問11 「ここから調達」を利用する上で、抽出条件や操作方法など改善して欲しい点がありますか。ご意見、ご要望等をお聞かせください。(400字まで)

問12 その他 何かご意見、ご要望等ありましたらお聞かせください。(400字まで)

設問は以上です。

下記の返送先までメールでお送りください。

【回答の返送先】

返信用メールアドレス:xxxxxxx-ml@mri.co.jp
株式会社 三菱総合研究所(〇〇宛)

ご協力、ありがとうございました。